

北 海 道

令 和 7 年 秋 季

# 要 請 書

北 海 道 市 長 会



# 目 次

◎…北海道単独事業

○…一部北海道単独事業

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| 地方行財政関係について.....                        | 1  |
| 1 地方行財政の改革について.....                     | 1  |
| 2 「年収の壁」の引上げに係る財源確保について.....            | 1  |
| 3 地方税財源の充実・確保等について.....                 | 1  |
| 4 地方公共団体情報システムの標準化について.....             | 6  |
| 5 指定金融機関制度の安定的な維持について.....              | 7  |
| 保健医療福祉関係について.....                       | 8  |
| 1 社会保障制度の充実強化について.....                  | 8  |
| ○ 2 地域医療の確保について.....                    | 9  |
| 3 新興感染症対応への支援について.....                  | 11 |
| ◎ 4 「難病相談支援センター」の設置について.....            | 11 |
| ○ 5 医療保険制度の円滑な運営について.....               | 11 |
| 6 介護保険制度等の円滑な運営について.....                | 14 |
| ◎ 7 居宅介護支援事業所の指導監督業務に係る支援の推進について.....   | 16 |
| 8 生活困窮者等に対する支援策について.....                | 16 |
| 9 国民年金事務費交付金に係る超過負担について.....            | 18 |
| ○ 10 総合的な子育て支援策について.....                | 18 |
| 11 健康施策への支援について.....                    | 21 |
| ○ 12 発達障害の早期発見・早期療育体制の充実について.....       | 22 |
| ○ 13 障害者総合支援制度の円滑な実施について.....           | 23 |
| 14 障害者等に関する各種支援について.....                | 24 |
| 15 重層的支援体制整備事業交付金について.....              | 25 |
| 16 社会福祉施設等におけるスプリンクラー整備補助制度について.....    | 25 |
| ◎ 17 民間シェルター等の安定運営のための運営費助成の拡充について..... | 25 |

|     |                                  |    |
|-----|----------------------------------|----|
| 18  | 民生委員・児童委員活動負担の軽減及び担い手不足の解消について   | 26 |
| 19  | 無縁墓対策について                        | 26 |
| 20  | 犯罪被害者等支援に係る全国的な斉一性の確保及び財政措置について  | 27 |
|     | 文教・学校施設関係について                    | 28 |
| 1   | 地方大学等への財政措置の充実・強化について            | 28 |
| 2   | 公立学校施設等の整備促進・通学手段の確保について         | 28 |
| ○ 3 | 公立学校の教職員配置等の充実について               | 29 |
| 4   | G I G Aスクール構想の実現について             | 30 |
| 5   | 社会教育・文化施設やスポーツ施設の整備について          | 30 |
| 6   | 学校部活動の地域移行について                   | 31 |
| 7   | 給食費の無償化について                      | 31 |
|     | 経済・労働関係について                      | 32 |
| ○ 1 | 北海道観光の振興について                     | 32 |
| 2   | 雇用対策について                         | 34 |
| 3   | 中小企業者に対する金融支援について                | 35 |
| 4   | 産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転等事業の継続について | 35 |
| 5   | 外国における日本地名等の商標登録出願対策について         | 35 |
| 6   | 技能者育成の基盤整備について                   | 36 |
| ○ 7 | 次世代半導体製造拠点の整備促進等について             | 36 |
|     | 農林水産業関係について                      | 37 |
| 1   | 農林水産業の共通課題に対する支援等について            | 37 |
| ○ 2 | 農業の振興について                        | 38 |
| 3   | 酪農・畜産の振興について                     | 40 |
| 4   | 林業の振興について                        | 41 |
| ◎ 5 | 豊かな森づくり推進事業の拡充について               | 41 |
| 6   | 外国との漁業交渉等について                    | 41 |
| 7   | ロシアのサケ・マス流し網漁禁止に対する対策について        | 42 |
| ○ 8 | 水産業の振興について                       | 42 |

|     |                                       |    |
|-----|---------------------------------------|----|
| 9   | 海獣との共存に向けた漁業被害に対する新たな補償制度の創設について..... | 43 |
| 10  | エゾシカによる農作物被害対策について.....               | 44 |
|     | 社会基盤整備関係について.....                     | 45 |
| 1   | 北海道の開発行政について.....                     | 45 |
| 2   | 社会資本整備総合交付金事業について.....                | 45 |
| 3   | 地籍調査事業の促進について.....                    | 45 |
| 4   | 空き家・空きビル対策の推進について.....                | 45 |
| ○5  | 北海道新幹線の建設促進等について.....                 | 46 |
| 6   | J R 北海道の安定的な経営に向けた支援について.....         | 47 |
| 7   | 並行在来線事業者に対する支援の強化等について.....           | 48 |
| ◎8  | 道内鉄道路線網の維持・存続に向けた対応について.....          | 49 |
| 9   | 持続可能な地域公共交通の構築について.....               | 49 |
| 10  | 国土強靱化の推進について.....                     | 50 |
| 11  | 高規格道路網をはじめとする道路整備の促進について.....         | 50 |
| 12  | 道路施設の凍上被害に対する支援について.....              | 51 |
| ◎13 | 市街化調整区域における土地利用の弾力化について.....          | 51 |
| ◎14 | 道路標識等に係る予算の確保について.....                | 51 |
| 15  | 治水事業等の整備促進について.....                   | 52 |
| 16  | 港湾施設の整備促進等について.....                   | 52 |
| 17  | 空港の整備促進と運営について.....                   | 53 |
| 18  | 水道施設の地震対策等に対する財政支援の拡充について.....        | 54 |
| 19  | 下水道施設の改築に係る予算の確保について.....             | 54 |
| 20  | 水資源の保全について.....                       | 55 |
| 21  | 除排雪対策の充実について.....                     | 55 |
|     | 環境関係について.....                         | 56 |
| 1   | 循環型社会構築の推進について.....                   | 56 |
| 2   | 地域循環共生圏の推進について.....                   | 57 |
| 3   | アスベスト対策の推進について.....                   | 57 |

|     |                                     |    |
|-----|-------------------------------------|----|
| 4   | 廃棄物処理施設の整備等に対する財政支援の拡充について.....     | 58 |
| ○ 5 | カーボンニュートラル実現に向けたエネルギー政策の確立について..... | 58 |
|     | 防災・原子力発電所対策関係について.....              | 61 |
| ○ 1 | 防災・減災及び老朽化対策の強化について.....            | 61 |
| ○ 2 | 原子力発電所への対応について.....                 | 63 |
|     | 北方領土・自衛隊・その他について.....               | 65 |
| 1   | 北方領土の早期返還について.....                  | 65 |
| 2   | 北海道の自衛隊の体制強化について.....               | 65 |
| 3   | 地方公務員制度について.....                    | 66 |
| 4   | 情報通信基盤の整備促進等について.....               | 66 |
| 5   | 地方消費者行政の推進について.....                 | 67 |
| 6   | 原油価格・物価高騰対策について.....                | 67 |
| ◎ 7 | パートナーシップ宣誓制度の導入について.....            | 68 |
| ○ 8 | 鳥獣の保護及び管理に関する対応について.....            | 68 |
| ◎ 9 | 動物の多頭飼育対策の強化について.....               | 71 |

北海道内３５市の市政推進に当たり、日頃から御理解、御高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、我が国の景気は緩やかに回復しているものの、米国の通商政策等による不透明感がみられることに加え、物価上昇の継続により、市民生活や企業活動、さらには自治体財政にまで多大な影響が及んでおります。

また、人口減少や高齢化の進行に加え、とりわけ若年層の大都市圏への流出により、道内の多くの市では、産業の担い手や後継者の確保が困難となっており、地域経済や多様な市民活動の基盤が揺らぎつつあります。

こうした厳しい状況の中にあっても、各市においては、激甚化する自然災害への備え、脱炭素化の実現、デジタル化の推進など喫緊の課題への対応を進めるとともに、「新たな地方創生」のもと自主的・主体的な地域づくりを推進していく所存であります。

そのためには、地方の実情に即した財政支援に加え、より実効性のある制度の創設や見直しなど、これまで以上に国からの力強い御支援が不可欠であります。

つきましては、今後の国の施策の展開や予算編成に当たり、道内３５市の実情等にご理解を賜り、適切な措置を講じていただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和７年１０月１７日

北海道市長会

|       |       |       |       |       |        |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 札幌市長  | 秋元 克広 | 苫小牧市長 | 金澤 俊  | 滝川市長  | 前田 康吉  |
| 函館市長  | 大泉 潤  | 稚内市長  | 工藤 広  | 砂川市長  | 飯澤 明彦  |
| 小樽市長  | 迫 俊哉  | 美唄市長  | 桜井 恒  | 歌志内市長 | 柴田 一孔  |
| 旭川市長  | 今津 寛介 | 芦別市長  | 北村 真  | 深川市長  | 田中 昌幸  |
| 室蘭市長  | 青山 剛  | 江別市長  | 後藤 好人 | 富良野市長 | 北 猛俊   |
| 釧路市長  | 鶴間 秀典 | 赤平市長  | 畠山 渉  | 登別市長  | 小笠原 春一 |
| 帯広市長  | 米沢 則寿 | 紋別市長  | 山崎 彰則 | 恵庭市長  | 原田 裕   |
| 北見市長  | 辻 直孝  | 士別市長  | 渡辺 英次 | 伊達市長  | 堀井 敬太  |
| 夕張市長  | 厚谷 司  | 名寄市長  | 加藤 剛士 | 北広島市長 | 上野 正三  |
| 岩見沢市長 | 松野 哲  | 三笠市長  | 西城 賢策 | 石狩市長  | 加藤 龍幸  |
| 網走市長  | 水谷 洋一 | 根室市長  | 石垣 雅敏 | 北斗市長  | 池田 達雄  |
| 留萌市長  | 中西 俊司 | 千歳市長  | 横田 隆一 |       |        |

# 地方行財政関係について

地方行財政施策の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1 地方行財政の改革について

地方分権改革については、地方の創意を活かした分権型社会を実現するため、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの廃止・縮小など、更なる見直しを図ること。

## 2 「年収の壁」の引上げに係る財源確保について

- (1) 「年収の壁」の引上げにより、地方が担う行政サービスに必要な地方税財源に影響を及ぼすことのないよう、地方交付税の原資の減少分も含め、国の責任において、恒久的に財源を確保すること。
- (2) 基礎控除等の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化し、社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して様々な影響が生じることに配慮し、各種制度等の周知期間を十分確保するとともに適切に地方財政措置を講じること。

## 3 地方税財源の充実・確保等について

### (1) 地方税・地方譲与税について

ア 地方が真に自主的、自立的な行財政運営を行うためには、事務量に見合う税源配分が必要であるため、国から地方へ税源移譲することにより、地方税の充実・強化を図り、国・地方間の税源配分を当面 5 : 5 とすること。

イ ガソリン暫定税率の廃止を含む自動車関係諸税全体の見直しについては、地方の意見を尊重し、地方の減収については代替の恒久財源を措置



するなど、地方の財政運営に支障が生じることのないよう安定的な財源を確保すること。

ウ ゴルフ場利用税については、道路や上下水道の整備・維持管理、廃棄物処理など、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であるとともに、所在市町村が過疎地域や中山間地域に多く、自主的な税財源が乏しいことなどから、現行制度を堅持すること。

エ 森林環境譲与税について、森林整備に係る都道府県と市町村の役割や、それらに応じて令和6年度から見直された財源配分は、今後の運用状況を鑑みて適宜、検証すること。

## (2) 地方交付税について

ア 地方交付税は、国から恩恵的に与えられるものでなく、地方自治体の固有・共有の財源であることを明確にするため、国の特別会計に直接繰り入れる方式等の導入について検討すること。

イ 地方の財政運営には、財源調整と財源保障の機能を持つ地方交付税の確保が極めて重要であることから、予算編成に当たっては、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込み、必要な地方交付税総額の確保を図ること。

その際、常態化している地方財源不足の解消に当たっては、法定率の引き上げによる対応を基本とすること。

ウ 福祉、医療、子育て等の社会保障、教育・安全などの経常的行政サービスの増大や、橋梁、学校等の改修費用の高騰など、継続的な物価や人件費の上昇を踏まえた真に必要な財政需要について、単独事業を含め的確に地方財政計画に盛り込み、地方自治体の避けられない財政需要の増嵩を適切に地方交付税の需要額に反映させることとし、地域の様々な課題に対処するために積み立てている地方の基金残高の増加を理由に、地方交付税の削減を行わないこと。

エ 業務改革の取組等の成果を基準財政需要額の算定へ反映することにつ

いては、それぞれの地域の実情を十分に考慮するなど慎重に検討を行い、単に交付税の減額とならない運用とすること。

オ 積雪寒冷地においては、除排雪等の特有の経費を要することから、労務単価、機械損料、諸経费率の上昇等も含めた財政需要を十分に把握し、適切な行政経費の充実を図ること。

また、除排雪に必要な重機については、業者の資力により保有が困難な場合に、自治体が保有し貸与することが求められていることから、重機の購入に要する経費についても財政需要として算定すること。

カ 医療圏域が広範囲に及ぶ北海道において、公立病院や公的病院等は、周産期や精神等の不採算部門に関わる医療の提供など、地域医療の確保に重要な役割を果たしているため、平成28年度から実施されている特別交付税措置の重点化に当たっては、市町村の病院等に対する財政支援に大きな影響を及ぼさないよう配慮すること。

キ こども未来戦略「加速化プラン」における各施策については、適切に財政需要を把握し、地方負担分も含め、全期間において交付税等の必要な財源を確実に確保すること。

### (3) 地方債について

ア 地方債については、生活関連社会資本等の整備を推進するため、地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金を安定的に確保すること。

イ 辺地・過疎地域を多くかかえる北海道においては、市町村の財政運営に大きな影響を及ぼす辺地対策事業債及び過疎対策事業債について、その総額を確保すること。

また、市町村が実施する住民の日常生活の維持に不可欠な施設（食料品を扱う店舗やガソリンスタンド等）の整備に要する経費を対象事業とするなど、過疎対策事業債の拡充を図ること。

ウ 平成24年度まで実施された公的資金補償金免除繰上償還制度につい

て、地方自治体の更なる財政健全化を推進するため、年利等の対象要件を緩和したうえで、同制度を再度実施すること。

エ 公共施設等適正管理推進事業債については、公共施設の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に推進するため活用されており、計画立案から竣工までに相当の期間を必要とすることから、以下の措置を講じること。

① 長期的な視点をもって計画的に更新等が行えるよう、恒久的な措置とすること。

② 公用施設の老朽化等に伴う整備が行えるよう、集約化・複合化事業及び長寿命化事業について、対象施設の拡充を図ること。

オ 市町村役場は、災害対応や防災拠点の中核的役割を担うほか、多くの市民が利用する施設であるため耐震化が必須であるが、全ての市町村が対応を終えていない状況にある。

庁舎の整備等に当たっては、場所や規模、設備、機能など多くの事項とその財源を決定する必要がある、市民との合意形成にも時間を要することから、財源を確実に確保するために、新庁舎整備等に活用できる緊急防災・減災事業債について、事業期間を延長し、さらには恒久的な措置とすること。また、現事業期間においても市町村役場機能緊急保全事業と同様に実施計画着手を要件とした経過措置を講じること。

カ 緊急防災・減災事業債については、災害時に災害対策の拠点等となる公共施設及び公用施設の建替え（全部改築）を対象とするなど、対象事業の拡充を図ること。

キ 補正予算債の元利償還金に対する交付税措置について、公債費方式による元利償還金に対する措置を拡充すること。

ク 公立病院の新改築を計画的に推進するため、主要な財源である病院事業債に係る地方交付税措置の建築単価は、建設費の情勢に沿って設定すること。また、整備する病院の地域や規模、機能及び役割によって、単価加算やその他の財政措置が拡充されるよう、制度の見直しを図ること。

ケ 広域行政を計画的・安定的に推進するとともに、住民に対する行政サ

ービスの向上を図るため、施設整備等を対象とした起債制度を創設すること。

コ 災害発生の未然防止及び災害時の被害拡大防止に活用している緊急浚渫推進事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の事業期間を延長し、さらには恒久化についても検討すること。

サ 公共施設のＬＥＤ化など地域脱炭素化に活用されている脱炭素化推進事業債については、国が地球温暖化対策計画で掲げている２０３０年目標に向けて、自治体が計画的に取り組めるよう、事業期間を延長し、充当率の引上げ及び交付税措置の拡充をすること。

シ 公営企業等の抜本的な改革に向けて組織の整理・再生を行う際、債務の整理や退職金の支払い等のため、一時に生じる地方公共団体の多額の負担について、平準化を図る地方債の特例措置を講じること。

#### (4) 国庫補助負担金改革について

ア 国庫補助負担金については、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、廃止し、財源移譲を進めること。その際、地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担率の引下げは決して行わないこと。

イ 積雪寒冷地である北海道において、早期の工事発注に資するため、補助金の交付決定を極力早期に行うこと。

また、ゼロ国債や明許繰越の活用について配慮すること。

#### (5) ふるさと納税について

募集に要する費用における、ふるさと納税ポータルサイト利用料率と、地域によって費用負担の差が大きい返礼品送料については、別枠で設定すること。

#### (6) 地方創生応援税制について

地方創生の取組の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを高めるため、税額控除割合の引上げを図ること。

- (7) 消費税の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」導入について、中小・小規模事業者や個人事業者はエネルギー価格や物価高騰による深刻な影響を受けながらも、事業の継続や雇用維持に取り組むなど、厳しい経営環境にあることから、令和8年10月の「免税事業者等からの課税仕入れ」に係る控除の引き下げや「2割特例」終了に関する措置期間の延長など、同制度の導入に関する支援措置を一層拡充すること。

#### 4 地方公共団体情報システムの標準化について

- (1) ガバメントクラウド及び標準準拠システムへの移行を円滑に進めるため、以下の措置を講じること。

ア システム移行に係る業務負担を軽減するため、人的支援や適時適切な情報提供を引き続き講じること。

イ システム移行に伴い増嵩する通信回線費、ガバメントクラウド及びシステム利用料等の運用経費について、地方自治体に新たな財政負担を生じさせないように、確実な支援を講じること。

ウ システム移行や標準仕様に対応するため、ミドルウェアの調達経費及び開発工数の増加に伴う経費等、新たに発生する費用については、自治体負担が増加することのないよう補助対象を拡充するなど、全額国費による財政措置を講じること。

エ 特定移行支援システムを有する自治体については、移行までの間、現行システムを継続して使用することから、制度改正対応等の保守が確実に継続できるよう、自治体及び事業者に対し必要な支援を行うこと。

オ 標準準拠システムへの移行については、地方自治体の実情を踏まえ、所要の移行期限を設定するとともに、移行完了まで適切な支援措置を講じること。

- (2) 制度改正等による標準仕様の改定にあたり実装必須機能を追加する際には、その必要性や費用対効果を十分に考慮し、過度な機能による運用経費増加の抑制を図ること。

## 5 指定金融機関制度の安定的な維持について

公金支出の公益性を踏まえ、各指定金融機関が個別に定める手数料の金額によって、それぞれの自治体が負担する手数料に差異が生じないように、国において金融機関の団体等と協議し単価の上限を定めるとともに、その所要経費について財政措置を講じること。

## 保健医療福祉関係について

保健医療福祉関係施策の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1 社会保障制度の充実強化について

(1) 社会保障制度改革における具体的な制度の検討に当たっては、地方自治体が社会保障の最前線において中心的な役割を果たしていることを踏まえ、引き続き「国と地方の協議の場」等において真摯な協議を行い、地方の意見を的確に反映すること。

(2) 社会保障・税番号制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高める社会基盤であることから、制度の円滑な運営と信頼性を確保するため、次の措置を講じること。

ア 制度の普及・活用の実態について検証するとともに、自治体等の意見を聞いて、一層の普及促進に向け必要な措置を講じること。

イ 情報連携の運用に当たっては、専門の職員を配置できない自治体へも配慮して、具体的で分かり易いマニュアルの提供や研修会の開催、相談窓口の設置など、技術的支援の充実・強化を図ること。

ウ 国と地方が一体的に安全性を共有できるよう万全のセキュリティ体制を構築するとともに、システム障害や情報漏えい等の事態に備えて、迅速に原因究明や復旧、対応策が講じられるよう万全の危機管理体制を整えること。

あわせて、市町村への専門的・技術的な支援体制の強化を図ること。

エ 制度に対する国民の理解を深め、不安を払拭するよう丁寧かつ十分に説明し、周知徹底を図ること。また、民間事業者においても、特定個人情報保護の保護や十分なセキュリティ対策が確実に講じられるよう、国の責任において対応すること。

オ 制度の導入に伴い必要となる個人番号カード発行や行政機関間の情報連携及びセキュリティ対策などに係るシステム改修等の経費はもとより、今後も継続する交付事務等、マイナンバー制度の運用に伴い不可避免的に生じる経費について、地方公共団体の負担とならないよう十分な財政措置を講じること。

## 2 地域医療の確保について

- (1) 産科医・小児科医・麻酔科医・内科医等をはじめとする医師、看護師等の不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図り、地域が必要とする医師等の養成に向けた取組を着実に推進すること。

特に、周産期医療については、安全な分娩体制が取れない深刻な地域があることから、必要な対策を継続して講じること。

- (2) 医師臨床研修制度の導入による影響を踏まえた医師不足地域での一定期間の勤務の義務付けなど、地域医療の確保につながるよう早急に改善を図ること。

また、専門医制度の運用に当たっては、医師の偏在など地域医療への影響について、検証すること。

- (3) 地域医療構想に係る地方の取組について、それぞれの地域特性や実情に配慮した的確な助言及び支援を行うこと。

- (4) 自治体病院をはじめ公的病院は、不採算医療を担うなど地域医療を守る責務を果たしており、地域医療サービスを継続して提供できるよう経営基盤の安定を図るため、医療従事者の人材確保・定着に向けた取組を強力に支援すること。



### (北海道単独事業)

- (5) 救急医療体制を担っている初期、２次、３次の医療機能を十分発揮できるよう、引き続き必要な指導、調整を行うこと。

### (北海道単独事業)

- (6) 医師確保対策について

ア 医師の確保については、地域の医療機関への医師派遣体制を更に推進するなど、より一層、実効性のある各種対策を強力に進めること。

また、地域枠制度を今後も安定的に運営していくために、地域枠医師の必要性を確保するべく、医療対策協議会等において、道内医育大学関係者、医療従事者等との地域枠に係る医学部定員のあり方について、協議を進めること。

イ 道内における医師需要の実態を踏まえ、医師確保計画に掲げられた施策の実効性について絶えず検証し、必要に応じ計画の変更を含め適切な措置を講じること。

ウ 看護師、助産師、薬剤師及び診療放射線技師など医療専門技術者が不足している地域に対しては、引き続き地域偏在化是正対策を講じること。

### (北海道単独事業)

- (7) 地域医療構想について

ア 今後の急速な人口減少、特に高齢化の進行を背景に、地域における医療ニーズの質的・量的変化が見込まれる中で、道内の限られた医療資源を最大限に活用し、持続可能な医療提供体制を確保するため、地域医療構想の着実な推進に取り組むこと。

イ 将来的な人口動態と医療需要の推計に基づき、病床機能の集約・分化、病院の統廃合や再編を検討する際には、医療法に基づく知事の勧告権を適切に行使し、地域医療構想調整会議を通じた協議を主導するなど、調整力と実行力を発揮すること。

ウ 病院統合や再編が行われる際には、再編後の地域医療が円滑に継続されるよう、在宅医療・地域包括ケアシステムとの連携体制を確立するとともに、二次医療圏の再編や在宅医療圏との整合性についても、医療審議会や市町村との連携を通じ、地域実情に即した柔軟な対応を図ること。また、病院統合や再編に必要となる施設・設備整備において、統合における病床区分要件の見直しや再編における地域医療連携推進法人設置要件の見直しなど、病床機能分化・連携促進基盤整備事業の支援対象の拡充を図ること。

### 3 新興感染症対応への支援について

- (1) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき行う新興感染症対応については、引き続き必要な財政措置を講じること。
- (2) 新型コロナワクチンの定期接種について、接種希望者に過度な負担を生じさせないため、市町村に対する助成を含む支援体制の充実を図ること。

#### (北海道単独事業)

### 4 「難病相談支援センター」の設置について

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、難病患者に対する支援の充実・強化を図るため、北海道の広域性を考慮し、複数の地域に難病相談支援センターを整備すること。

### 5 医療保険制度の円滑な運営について

- (1) 国民健康保険財政は、恒常的に厳しい状況にあることから、都道府県単位化の前提条件である財政支援を今後も確実に実施するとともに、被保険者の高齢化に伴う医療費の増加や所得の減少に対応できるよう、更なる国保財政基盤の強化を図ること。

今後においても、医療保険制度の一本化の理念実現に向け、国民健康保険制度と他の医療保険制度との負担の公平を図り、安定的で持続的な制度を構築するため、抜本改革に取り組むこと。

また、これらの取り組みに関する制度改正に関連した事務の標準化・広域化等に係る経費については、今後新たに生じることとなる経費も含め、国の責任において確実に財源を確保し、必要な財政措置を講じること。

- (2) 国民健康保険の低所得者層に対する負担軽減策を更に拡充するとともに、特定世帯及び特定継続世帯に係る保険料の軽減について財政措置を講じること。
- (3) 国民健康保険の子どもに係る均等割保険料の軽減措置については、医療保険制度間の公平と子育て世帯の負担軽減のため、対象年齢及び軽減割合の拡大を検討すること。
- (4) ひとり親家庭や重度心身障害者等に係る医療費助成の市町村単独事業に対しては、国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を廃止すること。
- (5) 普通調整交付金について、年齢構成等により説明できない医療費の地域差の調整機能は極めて重要であることから、現行の配分方法等の見直しは行わず、これを堅持すること。
- (6) 後期高齢者医療制度の保健事業（健診等）については、財政支援の充実に努めること。
- (7) 後期高齢者医療制度の窓口負担割合について、令和4年10月から一定の所得を有する後期高齢者の自己負担割合を2割に引き上げ、同時に施行後3年間、急激な負担増とならないよう配慮措置が導入されているが、必

要な医療を受ける機会を確保するという観点からも、窓口負担割合の見直しが後期高齢者の受診に与える影響を把握し、必要に応じて配慮措置の延長などを検討すること。

(8) 治療用装具に係る療養費について、以下の措置を講じること。

ア 国において受領委任制度の検討を促進し、早期の導入を図ること。

**(北海道単独事業)**

イ 受領委任制度導入までの間、代理受領に係る国民健康保険制度の事務取扱の標準化、統一化の取組を進めること。

(9) 保険証の廃止に当たっては、各医療機関において、オンライン資格確認が漏れなく実施できるよう、国の責任において、環境整備に必要な支援を行うとともに、未整備の医療機関向けに指導を行うこと。

また、マイナ保険証に関する国民の理解が深まるよう、今後も引き続き普及促進及び周知広報に努めること。

(10) マイナ保険証の取得は個人の意思によるものであることから、保険者に利用率の目標設定を課すこと及び目標の達成度を保険者努力支援制度の評価指標（加点点評価や業績評価）に含むことについて、現行の取扱いを変更すること。

(11) 生活保護受給者の国保等への加入に向けた見直しについては、社会保障制度の根幹を揺るがし、国保等の制度の破綻を招くものであることから、断固行わないこと。

(12) 高額医療費負担金の基準額引上げについて、国から都道府県への負担金減少が市町村の事業費納付金増加に繋がらないよう、保険者支援制度の拡充及び給付費見直しによる調整効果を検証し、市町村の負担が増えないよ

う必要な措置を講じること。

- (13) 高額療養費制度の見直しについては、自己負担限度額の引上げにより、被保険者の医療費負担が急激に増加しないよう十分配慮すること。

また、見直しに伴う各保険者のシステム改修については、十分な準備期間を考慮し、その経費について必要な財政措置を講じること。

## 6 介護保険制度等の円滑な運営について

### (1) 持続可能な介護保険制度等の構築について

介護従事者を確保し、持続可能な介護保険制度を構築するため、地域の実情を踏まえ、自治体の財政負担が増加することのないよう国の責任において次の措置を講じること。

ア 介護従事者の賃金の平均額は、全産業平均額を下回っていることから、介護報酬や負担割合なども含めた制度改正を行い、将来的な介護需要に対応できる仕組みとすること。

イ 積雪寒冷地である北海道において、事業者は燃料費や除排雪費等の特有の経費を負担しているが、報酬及び公定価格の地域区分は公務員の基準に準拠していることから、負担経費が適切に反映されていないため、介護・福祉サービス事業者の定着や地域における人材確保の観点からも、報酬及び公定価格の設定に当たっては、北海道の特殊性を十分に考慮すること。

### (2) 介護報酬について

ア 介護報酬については、これまでの改定結果を十分に検証し、事業者等の実態を的確に反映したものとすること。

特に、令和6年度介護報酬改定においては、利用者の自宅を訪問することを主とする訪問介護事業所と、同一建物内の利用者を訪問している訪問介護事業所の基本報酬が区別されず減額されており、訪問件数や稼

働時間等による両者の収益率の差異が反映されていないことから、事業者が地域において継続的にサービス提供が行うことができるよう措置を講じること。

また、介護職員の処遇改善等の加算措置については、それらが法人・事業所の運営や職員の人材確保、処遇改善に与える効果や影響などについて、引き続きその実態を十分に検証すること。

イ 訪問介護事業については、長距離移動等（広域・積雪等）の多い北海道の地域特性を勘案し、報酬の評価や人員基準の弾力化を図ること。

ウ 積雪寒冷地である北海道の通所系サービス事業所は冬期間において燃料費や除排雪経費、さらに送迎時間の増加等、サービス提供に多くの経費と労力を負担しており、事業所の運営に大きな影響を与えていることから、介護報酬における冬季加算を創設すること。

### (3) 介護人材の確保について

ア 質の高い介護人材を安定的に確保するため、地域医療介護総合確保基金の拡充など十分な措置を講じるとともに、関係団体や市町村等の意見を十分に聞くこと。

イ 介護支援専門員の確保・定着のため、処遇改善加算対象への追加、法定研修受講の負担軽減等必要な措置を講じること。

ウ 介護福祉士の国家試験については、現行制度を十分に検証し、志願者に過度の負担とならないよう、実態に即した見直しを行うこと。

エ 外国人介護人材の確保・定着のため、事業者及び育成する教育機関に対して受け入れ環境の整備や情報提供などの支援策を充実すること。

(4) 国が実施している低所得者対策は、利用料の軽減策が十分ではないことから、国の制度として、財政措置を含めて総合的かつ統一的な対策を講じよう、抜本的な見直しを行うこと。

(5) 地域支援事業交付金の上限額や対象事業については、利用実績や事業効果の検証などにに基づき、見直しを図ること。

(6) 地域包括支援センターにおける業務負担を軽減するため、指定居宅介護支援事業者へ円滑な業務委託を行えるよう、介護予防支援費と居宅介護支援費の基本報酬を同水準にするとともに、受託事業者に対して報酬の逦減制の見直しを行うこと。

(7) 要介護認定事務を全国的に標準化し、事務の効率化を図るため、A I の活用を制度化するための研究を推進すること。

(8) 特定入所者介護サービス費は経過的に平成 1 7 年度に制度化されたものであるが、今後も低所得者が安心して介護サービスを利用できるよう、恒久的な制度の位置付けとすること。

また、令和 3 年 8 月に実施された支給要件の見直しについては、低所得者の負担が増加していることから、国において負担軽減措置を行うこと。

## **(北海道単独事業)**

### **7 居宅介護支援事業所の指導監督業務に係る支援の推進について**

居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲に伴い、事務の負担軽減を図るため、指定市町村事務受託法人を早期に指定するとともに、受託法人の拡大に向けた取組を推進すること。

また、指導監督業務を円滑に進めるため、市町村職員への研修を実施するなど、適切な指導監督業務を行うための支援を強化すること。

### **8 生活困窮者等に対する支援策について**

(1) 生活保護制度における生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のうち、システム改修や生活保護手帳等の書籍購入費などの生活保護業務に不可欠

な経費については、平成25年度までと同様に10/10の補助額とすること。

また、生活保護法上で位置付けられている被保護者就労支援事業については、これまでの取組を持続・強化できるよう、十分な財政措置を講じること。

(2) 急激な原油価格・物価高騰や経済状況の悪化が生活保護受給者の生活を圧迫するような場合は、以下の措置を講じること。

ア 冬季加算に特別基準を設定すること。

イ 生活保護基準の見直しについては5年に1度に限らず、適宜行うこと。

ウ 冷暖房機器の買い換え等が必要やむを得ない場合に対応できるよう、家具什器費の特別基準設定の条件を緩和すること。

(3) 被保護者健康管理支援事業については、非常勤保健師を活用する際の人件費等が国庫補助の対象とされているが、正職員を活用して事業を行う場合においても、必要な財政措置を講じること。

(4) 生活困窮者自立支援制度については、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する法の趣旨を踏まえ、事業を円滑に実施するため、生活保護制度に対する措置を下回らない、十分な財政措置を講じること。

(5) ひきこもりサポート事業について、ひきこもり当事者及び家族が利用できる相談窓口、居場所等の設置や専門員による適切な支援を行うことができるよう、補助制度を拡充すること。

(6) 生計困難者が無料または低額な料金で調剤を受けられるよう、院外処方を行う薬局についても無料低額診療事業の対象とすること。



## 9 国民年金事務費交付金に係る超過負担について

国民年金事務費交付金については、市町村の超過負担が生じないように適正に交付すること。

## 10 総合的な子育て支援策について

(1) 幼児教育・保育の無償化については、以下の措置を講じること。

ア 保育需要の更なる増加を見据え、量の拡大と質の改善が図られるよう、「国と地方の協議の場」において、引き続き地方の意見を十分に反映して制度の充実・改善を図ること。

イ 満3歳児における無償化の取扱いについて、認定区分により異なる開始時期を統一すること。

ウ 今後の制度見直しに当たっては、市町村に対して速やかに十分な情報を提供するとともに、システム改修費等について、十分な財政措置を講じること。

(2) 待機児童の早急な解消や安心・安全な保育の実施に向けて、以下の措置を講じること。

ア 認可保育所や小規模保育事業所などの多様な受け皿の整備を進めること。

イ こども誰でも通園制度の実施に当たり、更なる保育人材の確保・定着に向け、職員の配置基準を継続的かつ適切に見直し、処遇の改善、人材育成、潜在保育士の再就職支援等、実効性のある取組に必要な財源を確保すること。

### (北海道単独事業)

ウ 幼稚園教諭・保育士等のキャリアアップ加算の要件となる認定研修及び子育て支援員研修については、受講者の負担軽減を図るため、道内各圏域で受講機会の充実を図ること。

### (北海道単独事業)

エ 民間施設利用の放課後児童クラブは平成２７年度以降に開設した施設のみ国の補助対象となることから、放課後児童クラブの安定的運営と保護者の経済的負担を軽減するため、国の補助対象とならない放課後児童クラブに対する賃借料補助制度を創設すること。

**(北海道単独事業)**

オ 放課後児童支援員に係る認定資格研修については、希望する者が確実に研修を受講できるよう、機会の充実を図ること。

(3) 保育料について、第２子以降に対する特例措置の適用に当たっては、所得基準を引き上げることや認可外施設に入所する児童を算定対象とするなど、多子世帯への負担軽減策を拡充すること。

(4) 障害児保育について、増加する発達障害等の障害児に対応するため、施設の種別に関わらず必要な職員配置ができるよう、十分な財政措置を講じること。

また、延長保育事業や一時預かり事業についても、障害児の受入に当たり適切な職員配置がなされるよう、配置基準を見直し、十分な財政措置を講じること。

(5) 児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援について、安定した事業の運営を行うことができるよう、支援の質や経営状況を踏まえた財政措置を行うこと。

(6) 放課後児童健全育成事業について、職員の確保や待遇改善を図るため運営費の補助基準を引き上げること。特に、少人数の施設や障害児受入施設について、運営実態に即した補助基準となるよう更なる拡充を図ること。

また、施設の老朽化等に伴う改修や修繕が行えるよう、財政措置の拡充を図ること。

(7) 子育て支援施設については、遊び場、相談、交流等の複合的な機能が求められており、子ども・子育て支援交付金を拡充するなど、当該施設の整備や維持管理のための十分な財政措置を講じること。

(8) 子ども医療費助成については、これまで地方自治体が先行して実施してきたところであるが、子育て支援策や少子化対策にとって根幹を成すものであることから、全ての子どもが平等に医療給付を受けられるよう、医療費の完全無償化を目指し、医療保険制度の充実を図ること。

#### **(北海道単独事業)**

(9) 北海道が実施する乳幼児等医療給付事業については、道内の子どもが必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、国の医療保険制度の充実を待たずに、北海道が先んじて同事業の拡充を図ること。

(10) 不育症に悩む夫婦の経済的負担を軽減し、少子化の解消を更に進めるため、治療について支援の拡充を講じること。

(11) 離島に準ずる条件不利地で、近隣に産科医療機関がない地域に居住する妊産婦に対して、地方自治体を実施する妊産婦の健康診査に係る交通費等の公費助成について、地方財政措置を拡充すること。

#### **(北海道単独事業)**

(12) 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児が社会生活において困難を生じないように、北海道において地域づくり総合交付金における自助具給付事業の対象を拡充すること。

(13) 私立幼稚園施設整備費補助金については、園内における事故を未然に防

ぎ、幼児の安全・安心を確保できるよう、老朽化に伴う改修を補助対象とすること。

(14) 就学前教育・保育施設整備交付金については、必要な施設整備を図ることができるよう、十分な予算を確保すること。

(15) 保育所等における使用済みおむつの処分については、保育士や保護者の負担軽減のため、処分費用についても財政支援を行うこと。

### **(北海道単独事業)**

(16) 北海道が実施する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した、教育・保育施設への食材費や光熱費の補助において、公立保育園等と地域型保育事業施設も含めて対応すること。

## **11 健康施策への支援について**

(1) がんの早期発見、早期治療を更に進めるため、子宮頸がん、乳がん及び大腸がん検診の助成を継続し、支援の充実を図ること。

また、がん患者が円滑な社会生活を営めるよう、地方自治体が実施する就労支援等の相談業務や治療に伴う外見変化に起因する苦痛を軽減するためのアピアランスケアに関する助成など療養生活の質を維持向上させるための施策に対して、必要な財政措置を講じること。

(2) 流行性耳下腺炎ワクチンについては、早急に定期予防接種化を図るとともに、他のワクチンと同様の財政措置を講じること。

また、定期予防接種化後にワクチン不足や副反応の出現等により混乱を招くことのないよう、十分な準備期間の確保と情報提供に努めること。

(3) 骨髄ドナー登録者の拡大を図るため、骨髄ドナーの休業に対する支援制

度を創設すること。

(4) 骨髄移植等の医療行為により免疫が消失し、再接種が必要となる場合、当該再接種を定期予防接種として位置付けること。

(5) 「脳脊髄液減少症」については、早期に診断基準を明らかにし、診断及び治療法を確立するとともに、患者負担軽減を図るため、保険適用の拡充など患者支援策を推進すること。

(6) 児童生徒の健康診断に係る精度向上を図る対策について

思春期の女子については、特発性側弯症の発症率が高く、発症すると手術を実施しなければ改善が難しい状況におかれているほか、プライバシーに配慮した上で内科医（学校医）が健康診断の視触診で発見するのは困難な場合がある。

児童生徒における健康診断のうち、「脊柱および胸郭の異常」の項目における精度を高めるため、側弯症の機器検診に係る制度の創設や機器選定に係る基準を設定するとともに、機器購入費に対して財政措置を講じること。

(7) 児童生徒等の感染症対策のため、健康診断で必要となる舌圧子や鼻鏡等のディスポーザブル器具購入費に対して財政支援を行うこと。

## 12 発達障害の早期発見・早期療育体制の充実について

(1) 発達障害に係る診断・診療が早期に対応できるよう、小児科医・児童精神科医等の専門医の養成・確保を推進すること。

また、保護者等への適切な支援を行うため、保健師、保育士など発達障害に関わる職種の人材育成充実・強化するほか、必要な財政支援の充実を図ること。

## (北海道単独事業)

- (2) 発達障害に係る診療・診断については、全道のどの地域においても必要とする子どもが長期の待機期間なく受診できるよう、道立の総合療育センターの整備を進めること。

## 13 障害者総合支援制度の円滑な実施について

- (1) 障害者総合支援法の円滑な実施に当たっては、身体と知的の重複障害者（児）等の重度障害者の実態に即したサービスの充実や、安定的に利用できる環境整備を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

- (2) 居宅介護等の訪問系サービスについて、国庫負担基準が設けられていることにより、実際の費用の1／2の国庫負担が行われず、超過負担が生じている場合があるため、国庫負担基準を実態に合わせよう見直しを行うこと。

- (3) 自治体の実施主体となっていく地域生活支援事業については、地域生活支援拠点の整備をはじめ、障害者に対して適正な施策を継続して実施する必要があることから、自治体の超過負担が生じない十分な財政措置を講じること。

また、移動支援事業については、障害者の日常生活や社会参加に不可欠なサービスであることから、自立支援給付による個別給付化を図り、必要な財源を確保すること。

- (4) 障害者（児）の計画相談支援については、以下の措置を講じること。

ア 令和6年度報酬改定を踏まえ、安定した事業運営を行える報酬体系が構築されているかを分析するとともに、事業者の新規参入が進み必要かつ十分な計画相談支援の提供体制が確保されるよう、報酬体系の更なる改善を図ること。

### **(北海道単独事業)**

イ 事業者等における相談支援専門員を確保するため、従事者研修の充実を図ること。

(5) 医療的ケアが必要な重症心身障害者（児）の受入施設の確保が図られるよう、単価区分設定の見直しや報酬単価の増額を図ること。

### **(北海道単独事業)**

(6) 北海道が設置する医療的ケア児支援センターにおいては、医療的ケア児が成人となった後も適切なサービスを受けながら生活を営むことができるよう、成人期への移行支援について十分な配慮を行うこと。

(7) 強度行動障害者への支援については、安定的なサービスを提供するため、生活支援員の配置基準を上げるなど支援体制を強化するとともに、報酬単価を見直すこと。

(8) 障害者総合支援法における制度改正及び報酬改正に伴うシステム改修に要する経費については、自治体に負担が生じないよう必要な財政措置を講じること。

## **14 障害者等に関する各種支援について**

(1) 身体、知的及び精神障害者について、障害者の自立と社会参加の支援を図るため、公共交通機関の運賃割引において3障害同一の取扱いとなるよう、事業者に対し指導・要請の徹底を図ること。

特に、精神障害者のバス運賃について、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款に基づく運賃割引の促進に努めること。

(2) 障害者に対する有料道路通行料金割引に係る利用制限の撤廃や利用手続

きの簡素化を図ること。

(3) 国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、タクシー事業者等がユニバーサルデザインタクシーの導入を進められるよう補助予算を拡充すること。

(4) 障害者のNHK受信料免除制度について、障害者及び自治体の負担が軽減されるよう、手続きの簡素化など制度の見直しを図ること。

(5) 加齢性難聴は、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を低下させる原因となっていることから、国において加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設すること。

#### **15 重層的支援体制整備事業交付金について**

重層的支援体制整備事業は社会福祉法に基づく事業であることから、法に基づく社会福祉事業に位置付け、非課税対象事業とすること。

#### **16 社会福祉施設等におけるスプリンクラー整備補助制度について**

平成27年度から社会福祉施設等にスプリンクラーの設置が義務付けられたところであるが、道内では未届けの有料老人ホームをはじめ未設置施設が多いことから、事業者に対し同設備の整備を促す取組を行うとともに、補助の継続と財源の確保を図ること。

#### **(北海道単独事業)**

#### **17 民間シェルター等の安定運営のための運営費助成の拡充について**

配偶者からの暴力被害者の緊急時における一時保護等において重要な役割を担っている民間シェルター等については、困難な問題を抱える女性の支援に関する法律施行を受け、重要性が更に高まっていることから、施設



の維持費など運営費への更なる財政措置を図ること。

## 18 民生委員・児童委員活動負担の軽減及び担い手不足の解消について

(1) 活動費の増額による処遇改善と活動支援の充実を図るため、民生委員・児童委員活動費及び民生委員協議会活動費に係る地方交付税算定基礎額を更に増額すること。

(2) 地域福祉の課題が複雑化・多様化するなかで、民生委員・児童委員の業務が増大していることから、その負担軽減と担い手不足の解消に向けて、以下の措置を講じること。

ア 民生委員・児童委員が地域において果たす役割、活動内容等について、これまで以上に広く国民に周知啓発すること。

イ 現役世代の担い手確保について、職場環境づくりを推進する企業等への働きかけを行うとともに、地域における活動を後押しするため、関係機関の協力が得られるよう、国として必要な対応を講じること。

ウ 事務を簡素化するため、再任における推薦調書の提出を省略できるようにすること。

## 19 無縁墓対策について

(1) 無縁改葬する際の、個人の財産である竿石の処分について、一定期間経過した後返却不要とする等の法体系を整備すること。

(2) 財政的な負担で無縁墓が増加しないよう、所有者の墓じまいや、墓地管理者が行う無縁改葬における墓石の移動、処分、保管等の費用について、財政的な支援制度を創設するなど、負担軽減を図るための仕組みを構築すること。

## 20 犯罪被害者等支援に係る全国的な斉一性の確保及び財政措置について

犯罪被害者等支援に係る施策として、国が地方公共団体に対し導入の要請等を行っている「見舞金の支給」などの取組は、地域性に関わらず地方公共団体が共通して実施することが必要であることから、国が国庫支出金による直接的な財源措置を市町村に対し講じること。

## 文教・学校施設関係について

文教関係施策等の充実、学校施設等の整備を推進するため、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1 地方大学等への財政措置の充実・強化について

地方大学の更なる振興を図るため、運営費交付金や私立大学補助、公立大学における交付税措置など、財政措置を充実・強化すること。

また、外部資金の確保の機会が少ない文化系教育系大学について十分な配慮をすること。

### 2 公立学校施設等の整備促進・通学手段の確保について

(1) 公立学校施設整備については、耐震化はもとより、老朽化に伴う改築等や学校統合による新增築等の事業についても各自治体の整備計画に基づき円滑に進められるよう、十分な予算を確保すること。

(2) 学校施設整備事業における補助単価は、実施単価と比較し大きな乖離があるので、校舎等の施設の新増築、改築を計画的に推進できるよう、財政措置の拡充を図ること。

(3) 公立学校整備に係る国庫補助事業について、学校施設整備の円滑な推進を図るため、事業採択の迅速化を図ること。

(4) 学校施設環境改善交付金について、各市が計画する事業を確実に実施できるよう、当初予算を十分に確保するとともに、事業採択時期の早期化を図るなど、必要な措置を講じること。

また、契約時期の改善や繰越し要件の緩和等、現行の学校施設環境改善交付金の弾力的な運用について、措置を講じること。

- (5) 過疎地域において児童生徒の通学を確保するため、スクールバスの運行及び維持管理を行うための財源措置の充実を図ること。
- (6) 空調設備の整備について、計画的に事業を進めていくことができるよう、財政措置の拡充を図ること。
- ア 小中学校及び義務教育学校等（幼稚園を含む）について、冷房設備の集中的な整備に係る計画事業量に応じた学校施設環境改善交付金の予算確保、補助率の引き上げ、下限額の撤廃及び高等学校等への補助対象拡大を行うとともに、実勢単価に見合った補助単価の引き上げを行うこと。
- イ 認定こども園等について、保育対策総合支援事業費補助金の予算確保及び補助率の引き上げを行うこと。
- ウ 児童館について、次世代育成支援対策施設整備交付金の予算確保及び補助率の引き上げを行うこと。
- エ 放課後児童クラブについて、子ども子育て支援施設整備交付金の予算確保及び補助率の引き上げを行うこと。
- オ 緊急を要することから、各事業採択の迅速化を図ること。

### 3 公立学校の教職員配置等の充実について

公立学校における教職員等の配置を改善し、教育の質向上を図るため、次の措置を講じるとともに必要な財源の充実、確保を図ること。

- ア 教職員定数を改善すること。
- イ 食育推進のため、栄養教諭の配置定数を改善すること。

特に、広域分散地域を担当する大規模な共同調理場に係る加配措置の拡充や配置基準の見直しのほか、調理場を統廃合する場合の激変緩和措置など、弾力的な運用ができる制度にすること。

また、児童及び生徒に対する学校給食の提供及び食育の推進並びに公共施設の老朽化対策を考慮し、市の責任において作成した学校給食の献

立を民間施設で調理し提供する場合にも、栄養教諭等の配置が可能となるよう制度の見直しを図ること。

ウ 学校図書館の活用促進のため、司書教諭を定数化し専任で配置すること。

エ スクールカウンセラー等の専門スタッフ、教員業務支援員及び日本語指導補助者の配置や部活動指導員などの多様な人材の活用促進のために必要な支援措置を講じること。

#### **(北海道単独事業)**

オ 正規の教職員を教職員定数どおりに配置するとともに、定数外の期限付教員等についても確実に配置すること。

カ 中学校の少人数学級（３５人以下）について、早期実現を図ること。

### **４ G I G Aスクール構想の実現について**

(1) 学習支援及びセキュリティ対策に係るソフトウェアのライセンス費用や設定費用、周辺機器購入費用、指導者用端末の更新費用等についても、運用上必要不可欠であることから、国庫補助の対象とすること。

また、端末整備完了後における機器の保守管理や端末更新時の費用については、端末更新費用の全額を助成するほか、教職員用の端末費用や修繕費用等についても補助対象とするなど自治体負担の軽減を図ること。あわせてＩＣＴ支援員の増員等についても、継続的かつ十分な財政措置を講じること。

(2) 学習者用端末の円滑な活用に必要なインターネット通信環境の維持・運用を支えるため、インターネット通信料に対する十分な財政措置を講じること。

### **５ 社会教育・文化施設やスポーツ施設の整備について**

地方自治体が設置する社会教育・文化施設や体育・スポーツ施設につい

ては、文化芸術やスポーツの振興はもとより、各種大会、講演会、合宿の誘致などによる地域振興にも資するものであることから、計画的に整備を推進できるよう、十分な財政措置を講じること。

また、災害時には避難場所になるなど地域において重要な役割を果たすことから、耐震補強及び老朽化に伴う大規模改修事業等について財政支援を拡充し、施設の整備促進を図ること。

## 6 学校部活動の地域移行について

生徒が継続してスポーツ・文化芸術活動へ参加できるよう、学校部活動から移行した新たな地域クラブ活動に対して、国において継続的な国庫補助金制度を創出すること。

## 7 給食費の無償化について

いわゆる給食無償化について、その趣旨・目的を明確にするとともに、国の制度として実施する場合、全国どこの自治体においても格差なく取り組めるよう、その費用については全額国費で措置し、学校給食の質の維持や、食材に係る地域の価格水準等による差異、食材価格の変動などの課題を十分に踏まえ、慎重に検討すること。また、制度設計や工程等については、早期に内容を明らかにするとともに、自治体の意見を十分に踏まえること。

## 経済・労働関係について

経済対策・労働対策の推進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1 北海道観光の振興について

(1) 安心・快適に道内観光地を周遊するため、交通インフラ等の整備を促進すること。

ア 高規格道路及び空港・港湾等へのアクセス道路の整備促進を図ること。

イ 新千歳空港を利用する観光客等の利便性向上や、道内各地へのアクセスを改善するために、新千歳空港駅のスルー化を実現させること。

ウ 北海道新幹線を利用して来道する観光客等に対し、道内各地への周遊を促し、経済効果を全道に波及させるために、以下の対策を促進すること。

① 広大な北海道において、航空機による利用に応えるため、道内・道外路線の充実を図るとともに、空港運営事業者が実施する事業計画への支援をはじめ、道内空港の整備を促進すること。

② 道内の各空港へのアクセス道路や圏域間を結ぶ高速道路等の整備を加速すること。

③ 新幹線駅から道内各所の観光地や主要都市などに快適・円滑に移動できるよう、利便性の高い交通ネットワークの整備や二次交通の確保に対する市町村等の取組に対し支援を行うこと。

(2) 外国人観光客の誘致を促進するため、規制緩和等を推進すること。

ア 宿泊施設をはじめとする施設整備に係る課税の特例措置や特定免税店制度など、財政上、税制上又は金融上の特例的な措置を創設すること。

イ 外国人の出入国に対応できる空港及び港湾におけるC I Q体制の整備充実を図ること。

特に、関税法、出入国管理法等の関係法令で指定されていない空港への国際チャーター便の乗り入れ及び港湾における需要に応じたC I Q機関職員の万全な体制を構築すること。

ウ 訪日個人観光ビザの発給要件を更に緩和すること。

エ 中国など一部外国航空会社の新千歳空港への乗り入れ規制を更に緩和すること。

オ 道内へのクルーズ船の寄港促進を図るため、外国船籍のクルーズ船の運航が容易となるような取組を進めること。

(3) 観光資源の更なる充実や外国人が安心・快適に旅行することができる環境づくりなど、観光地としての国際競争力を高める取組を支援すること。

また、北海道の農水産物や景観などを活かした魅力ある地域ブランドの創出に向けた取組の支援を拡充すること。

(4) 北海道の豊かな自然を満喫できる広域的なサイクリング環境整備を推進すること。

また、基幹ルート及び地域ルートについての地域の取組に対し、十分な財源を確保すること。

(5) 航空需要の増大に向けて、次の措置を講じること。

ア 航空・空港関係事業者の人材確保・育成等に向けた取組や空港機能の効率的投資・運用に向けた取組を推進するとともに、新規就航・増便を促進するための受入環境整備を引き続き行うこと。

イ 国は、「航空燃料供給不足に対する行動計画」を着実に実施するとともに、引き続き、航空会社の希望に応じて航空燃料を安定的に供給できる取組を推進すること。

#### **(北海道単独事業)**

ウ 道内航空需要創出広域連携事業をはじめとする、航空・空港利用促進



策を引き続き実施すること。

## 2 雇用対策について

- (1) 北海道の雇用情勢は、緩やかに持ち直しの動きがみられるが、介護・保育・医療・農林漁業・建設等の分野においては、人手不足等が依然として顕著となっていることから、再就職・能力開発対策、非正規労働者の正社員化支援、若者や女性の起業に対する支援策を着実に推進し、雇用の維持・拡大を図ること。
- (2) 地方の雇用拡大に向けて、資金、人材、情報等の支援制度を構築し、企業の立地促進に向けた取組を推進すること。
- (3) 外国人材の受入れに当たっては、多文化共生社会の実現に向け、外国人受入環境整備交付金や教育支援体制整備事業費補助金をはじめとした自治体支援の予算を十分に確保し、日本語教育や社会保障など、外国人が安心して働き暮らせる環境整備の取組を支援すること。
- (4) 地域若者サポートステーション事業は、ニート等の若者の職業的自立支援として、道内9か所で実施されているが、その機能が十分発揮できるよう、実施団体への財政支援の充実を図ること。
- (5) ジョブコーチ支援事業については、障害者等に対して適切な支援を行うことができるよう、地域障害者職業センターの新設や配置型ジョブコーチの増員を図るとともに、訪問型ジョブコーチに係る訪問型職場適応援助者助成金の拡充を図ること。
- (6) シルバー人材センターは、地域における高齢者の就業機会の確保などで大きな役割を果たしていることから、新たな就業先の開拓など、その機能が

十分発揮できるよう、管理・運営費に関する財政支援の充実を図ること。

また、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の導入による影響を鑑み、シルバー人材センターの安定的な事業運営に必要な措置を講じること。

### **3 中小企業者に対する金融支援について**

- (1) 中小企業の資金繰りの確保の充実を図るため、金融機関へ実効性のある施策を講じること。

また、セーフティネット保証制度の対象業種について、地域経済状況を反映した指定を行うとともに、小口向けの信用保証制度の周知や中小企業に対する相談体制の強化など、総合的な中小企業対策を実施すること。

- (2) 中小企業の実質無利子・無担保融資の返済負担を軽減するため、十分な資金繰り支援を行うとともに、収益力の改善や円滑な事業再生・保証債務の整理を推進するなど、必要な支援を講じること。

### **4 産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転等事業の継続について**

「産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転等事業」は、研修を通じて産炭国に高度な採炭・保安技術を移転することにより、生産の安定性が向上され、我が国への石炭エネルギー資源の安定供給及び産炭国との関係強化に大きく寄与していることから、研修内容を充実させるとともに、必要な財源を確保し、事業の長期継続を図ること。

### **5 外国における日本地名等の商標登録出願対策について**

外国における日本地名等の第三者による商標登録出願を防止するため、国が実施している中国等に関する商標登録出願調査の対象を全地方自治体に拡大するとともに、関係国と協議を行うなど、対策強化を図ること。

## 6 技能者育成の基盤整備について

事業者等における技能者の育成環境充実に向けて、認定職業訓練の要件を緩和するなど、必要な措置を講じること。

## 7 次世代半導体製造拠点の整備促進等について

(1) 国家プロジェクトである次世代半導体の開発及び量産事業を円滑に推進するため、以下の措置を講じること。

ア 製造拠点を取り巻く各インフラ整備等の促進及び半導体関連人材の確保・育成への支援を図ること。

イ 各インフラ整備等に係る財源確保や財源措置を拡充すること。

ウ 国及び北海道、自治体等の関係者による情報共有と連携体制の維持・強化を図ること。

エ 新たな関連企業の集積やサプライチェーン構築に伴う工業団地や住環境等の社会基盤整備への支援の充実・強化を図ること。

### (北海道単独事業)

(2) 我が国の半導体産業基盤の強化を目的とした、次世代半導体生産事業の推進に当たっては、建設業のみならず、ものづくり産業をはじめとする道内の多くの産業に経済効果が幅広く波及するような取組を推進すること。

## 農林水産業関係について

農林水産業の発展を図るため、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1 農林水産業の共通課題に対する支援等について

#### (1) 農林水産業の共通課題に対する支援について

- ア 農林水産業における新規就業者等の就業意欲を喚起し定着化を図るため、サポート体制や研修の充実など、魅力ある担い手対策を講じること。
- イ 食の安全・安心を守るため、海外からの家畜伝染病や水産物の感染症などの侵入を、水際で防止する防疫対策を一層徹底すること。
- ウ 農林水産物のブランド化による販路拡大など、北海道の地勢・特性を活かすことのできる農業政策を推進すること。
- エ 道内産農林水産物や加工品の効率的かつ安定的な輸送を確保するとともに、6次産業化による地域の競争力強化を図ること。
- オ 道内産農林水産物や加工品の更なる輸出促進を図るため、長期保存が可能となる低温貯蔵施設の改修や、集出荷等の共同利用施設の整備など施設整備を推進するとともに、海外展開の取組を支援するサポート体制を一層強化すること。

#### (2) 自由貿易協定等に対する対応について

- ア 農林水産物の安全・安定供給、食料自給力と自給率の向上、国内農林水産業・農山漁村の振興などを損なうことのないよう対応すること。  
また、農林水産業に対する影響など十分な情報提供を行うとともに、幅広い国民的議論を行うこと。
- イ 農林水産分野における重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）と水産物については、引き続き再生産が可能となるよう必要な国境措置を確保するなど慎重に対応すること。

ウ 「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」に基づく政策については、農林水産業の体質強化を図るため、各分野及び地域の実情を踏まえつつ着実に推進すること。

また、ＣＰＴＰＰ、日ＥＵ・ＥＰＡ、日米貿易協定、日英ＥＰＡ及びＲＣＥＰに関わる対策費については、引き続き既存の農林水産予算の外枠として確保すること。

エ ＣＰＴＰＰ協定における牛肉、豚肉、ホエイのセーフガードについて、日米貿易協定の発効後も米国分を含んだ発動基準数量となっているため、適切に発動されるよう協定の修正協議を早急に行うこと。

## ２ 農業の振興について

### (1) 経営の安定対策について

ア 農業者が安定して経営を継続できるよう、外国産農産物との競争や自然災害による減収などに対して、経営所得安定対策の充実強化を図ること。

イ 農業生産資材等の価格が急騰し、農業生産者の経営環境は厳しい状況であることから、生産資材等の安定確保や価格の安定化、生産に係るコスト負担軽減に資する対策を継続して講じること。

ウ 農業の担い手に対して、省力化技術や新品種への切替えなどの研修機会を充実するとともに、農業経営基盤強化資金など、農地の取得や改良等に要する資金の借入れに対する支援を一層拡充すること。

エ 省力化に向けた機械の導入などの施設整備に対する支援策については、小規模経営の農家にも適用を図ること。

オ 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）については、北海道農業の特性や実情を踏まえ、就農要件などの見直しを図るとともに、適切な予算措置を講じること。

### (2) 生産基盤等の整備について

ア 農地集積・集約化を確実に進めるため、農地の大区画化や暗渠排水の整備など、農業生産基盤の整備を促進すること。

イ 安定した農業生産に不可欠な農業水利施設の計画的な保全・整備を促進するとともに、水田の畑地化など、営農形態の変化に対応した水管理の施設整備を推進すること。

ウ 生産コスト低減対策のため、病害に強く収益性に優れた品種開発や栽培技術の確立・普及、ICTを活用した技術開発など、生産技術の高度化を推進すること。

(3) 北海道は、他地域に先んじて経営の大規模化や農地の集約化に取り組んできたが、「強い農業づくり交付金事業」や「産地生産基盤パワーアップ事業」、「担い手確保・経営強化支援事業」などの支援対策事業については、全国一律の基準でなく、これら北海道の先進的な取組や生産量の維持・確保を考慮するとともに、整備事業に係る上限事業費の拡大等採択条件の変更や達成条件の緩和など弾力的な運用を図ること。

(4) 主要農作物である稲、麦及び大豆については、北海道特有の積雪寒冷という栽培条件に適した、安全で優良な種子の安定供給が引き続き可能となるよう、十分な財政措置を講じること。

(5) 馬鈴しょの重要病害虫であるジャガイモシロシストセンチュウなどの対策として、抵抗性品種の改良及び根絶に向けた研究を促進し、効果的な対策を講じること。

(6) 北海道の基幹作物のひとつであるてん菜について、砂糖の需要減少により、糖価調整制度における調整金の単年度収支が黒字化するよう生産枠が令和8年度までに段階的に減少されることとなったが、地域農業における持続可能な生産体系を維持するため、糖価調整制度における国費負担割合

の増加や輸入加糖調製品の調整金引上げなどの支援を充実させるとともに、てん菜糖の需要拡大について長期的に需要喚起策を講じること。

- (7) 水田を対象として支援する水田活用直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換するにあたっては、水張りの要件を受けて既に畑地化促進事業を活用した農業者との不公平が生じないことを前提に、生産者及び農業関係団体等から現場の課題を十分に把握のうえ、慎重に見直しを行うとともに、地域農業に影響が生じる場合は、必要な対策を実施すること。

#### (北海道単独事業)

- (8) 令和7年度までの事業期間となっている次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業について、引き続き事業を継続すること。

### 3 酪農・畜産の振興について

#### (1) 経営の安定対策について

- ア 生乳消費量の伸び悩みや減産調整、飼料価格の高騰など、酪農・畜産の経営環境は厳しさを増し、農家戸数の減少が続いていることから、飲用乳、乳製品加工原料乳の価格安定策や長期的な消費拡大等の需要喚起、担い手育成の強化など、抜本的な経営安定対策を推進すること。
- イ 需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保が図られるよう、加工原料乳生産者補給金制度の拡充を図ること。
- ウ 日本産チーズの競争力を高めるため、原料乳の高品質化・コスト低減や日本産チーズの需要拡大に向けた取組を引き続き推進すること。
- エ 配合飼料価格安定制度について、経営規模拡大に伴い、基金負担額が増加することから、軽減策を講じること。
- オ 近年、輸入飼料や燃油などの生産資材の価格が高騰し、農業経営に大きな影響を与えていることから、生産者の負担緩和のための財政支援に

加え、飼料穀物の備蓄のあり方や、国産飼料の増産を含め、飼料価格の安定化に資する対策を講じること。

## (2) 生産基盤の整備について

畜舎の更新や草地整備、搾乳ロボット等の省力化設備の導入に対して、各支援事業の補助率の引上げや予算の重点配分を行うこと。

## 4 林業の振興について

(1) 国土保全、水源涵養、保健・文化・教育的利用の場を提供する機能に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全など多面的な機能を有する森林の整備・保全が必要であることから、森林整備保全事業計画を着実に推進するとともに、必要な予算を安定的に確保すること。

(2) 森林経営管理法の制定や森林環境譲与税の創設により、市町村の果たす役割が増大していることから、市町村の実施体制の強化、整備を図るため、人的支援、財政支援などの措置を充実させること。

## (北海道単独事業)

## 5 豊かな森づくり推進事業の拡充について

森林資源の循環利用を確立するため、必要な予算を安定的に確保するとともに、森林所有者の経営意欲の向上に繋がるよう支援すること。

また、植林後に必要となる下刈、除間伐などの保育事業についても事業対象を拡充すること。

## 6 外国との漁業交渉等について

(1) ロシア漁業資源管理体制に対応するため、対ロシア漁業外交を強力に推進するとともに、民間漁業交渉に対する側面的支援を強化すること。



(2) 北太平洋の公海におけるサンマ資源等の持続可能な利用のため、「北太平洋漁業委員会」で協議を進め、関係諸国と連携し、早期に適切な資源管理が行われるよう積極的に対応すること。

(3) 北方領土問題が未解決であるが故に、喪失した漁業生産の一部を補完する役割を担っている「日ロ地先沖合漁業交渉」並びに「北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議及び民間交渉」においては、地域の漁業実態・課題を丁寧に把握したうえで、安定的な操業機会の確保に向けた力強い漁業交渉を展開すること。

## 7 ロシアのサケ・マス流し網漁禁止に対する対策について

ロシア水域でのサケ・マス流し網漁が禁止され、漁業者や水産加工、運輸、船舶資材など関連産業はもとより、地域経済にも甚大な影響が及ぶことから、将来的なロシア水域におけるサケ・マス漁業等の権益の継続、確保に向け、強い意志をもって、ロシア政府との交渉に取り組むとともに、漁業者など関係者の意向を十分聞いた上で、中長期的な視点に立ち、関係者の生活の安定や地域経済の維持などに有効な対策を講じること。

## 8 水産業の振興について

### (1) 経営の安定対策について

ア 漁業及び関連産業が安定して経営を継続できるよう、資源管理等推進収入安定対策事業を持続するための基金の積み増し等の漁業収入安定対策の充実・強化や、設備投資への支援など、経営所得安定対策を一層推進すること。

イ 燃油価格等の動向に左右されない漁業経営への転換に向けた取組を推進するため、省エネ機器等の導入など、漁業の燃油価格等高騰対策の継続・強化を図ること。

(2) 生産基盤の整備について

安全・安心な水産物の提供や輸出促進に向け、衛生管理の充実した水産基盤整備の促進並びに流通・加工施設等の整備に対する支援を充実すること。

(3) 赤潮被害に対する支援について

令和3年9月中旬以降、北海道太平洋沿岸で発生した赤潮被害に対し、赤潮発生原因の早期究明及び予測技術の早期確立を図るとともに、持続可能な漁業経営に向けた中長期的な支援体制を構築すること。

(4) ホタテの採苗不振に係る調査研究体制の強化について

道内の主要魚種であるホタテの稚貝の安定生産に向けて、採苗不振の原因究明や、採苗技術の研究強化及び迅速な情報共有を図ること。

(5) その他の施策について

持続可能な水産業の実現のため、長期的な展望に立って水産資源の維持・増大の対策を推進すること。

**(北海道単独事業)**

(6) 栽培漁業基本計画に基づき、その実施計画に盛り込まれている栽培漁業海域拠点センターを早期に設置すること。

**(北海道単独事業)**

(7) 漁港施設の機能維持等を図るため、水産物供給基盤機能保全事業などによる漁港整備を計画的に進めること。

**9 海獣との共存に向けた漁業被害に対する新たな補償制度の創設について**

トドやアザラシなどの海獣による漁業被害については、漁網の破損や漁

獲物の食害に対する経費補填など、沿岸漁業と海獣との共存を可能にするような新たな制度を早期に創設すること。

## 10 エゾシカによる農作物被害対策について

- (1) 地域におけるエゾシカの被害対策を強化するため、「鳥獣被害防止総合対策」や「指定管理鳥獣捕獲等事業」の推進に必要な予算を確保するほか、狩猟者の負担の軽減など捕獲の担い手確保に必要な措置を講じること。
- (2) エゾシカによる農業被害対策については、広域的な対策の必要性から国が積極的に事業創設に取り組み、予算を確保するとともに、国有林内でのエゾシカ捕獲対策の推進について、管理者として積極的に取り組むこと。

## 社会基盤整備関係について

社会基盤の整備を推進するため、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1 北海道の開発行政について

北海道が活力と魅力に溢れ、食料供給や観光振興、脱炭素化をはじめ、各分野において今後ともわが国の一翼を担うため、北海道総合開発計画、予算の一括計上、特例措置という現在の北海道開発の枠組みを堅持するとともに、必要な予算及び人員を確保すること。

### 2 社会資本整備総合交付金事業について

道路事業や上下水道事業などの社会資本整備事業を計画的に推進できるよう、必要な交付額を確保すること。

特に、重点配分事業や継続事業については、事業規模の縮小や事業期間の延伸などの支障を来さないために、十分な予算措置を講じること。

### 3 地籍調査事業の促進について

地籍調査事業を計画的に実施するため、人件費をはじめとする補助対象経費の拡大や国費負担割合を引き上げるなど、必要な財源の確保・拡充を図ること。

### 4 空き家・空きビル対策の推進について

空き家・空きビル対策を推進し、地域住民の生命・身体・財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、以下の措置を講じること。

ア 交付金制度における国費率を引き上げるとともに、国が定める不良住宅等除却費については、建築構造や有害物質を含む建築部材の使用状況により、補助単価と実施単価に大きな乖離が生じる場合があるため、市

町村の負担にならないよう、十分な財政支援を講じること。また、所有権に関する法的処理については、建物にかかる所有権の状況等に応じて迅速な対応が可能となるよう検討すること。

イ 市町村の調査権限を拡充し、所有者の不適切な維持管理に対する罰則や法的な規制を強化するとともに、特定空家等の所有権が変更された場合において、市町村への届出義務化や行政指導の効果が承継される新たな制度を検討すること。

ウ 所有者不明の空き家・空きビルの建築部材が飛散するなど、地域住民の生活環境に被害が生じた場合には、適切な支援がされるよう新たな制度を創設すること。

エ 空きビル問題は、地方都市特有の課題であり、やむを得ず空きビルの行政代執行を行う場合には、多額の費用を要し、現実として費用の回収が困難であることから、除却後の土地の所有権を地方公共団体に帰属させるなどの法制度の見直しを検討すること。

オ 令和5年度の空家等対策特別措置法改正後の運用状況を踏まえ、更なる空家等対策強化のため、一定の条件を満たす場合には地方公共団体に所有権を実質的に帰属可能とすることなどを含めて、各種の必要な措置等を検討すること。

## 5 北海道新幹線の建設促進等について

(1) 地質不良対策等検討ワーキングチームにおける新たな技術導入を視野に入れた工程短縮策の検討などを不断に行うことにより具体的な開業時期の見通しを早急に明示するとともに、一日も早い完成・開業を図ること。

(2) 完成・開業の大幅な遅れに伴う各方面への影響の最小化に向けた政府及び関係機関による幅広い分野での包括的な支援を検討・実施すること。

(3) 青函トンネル共用区間におけるすれ違い走行問題の早期解決を図ること。

- (4) 幅広い観点での新幹線建設財源の確保に努めるとともに、地方負担に対する財源措置の充実強化を図ること。
- (5) 完成・開業の遅れによる新たな地方負担が発生しないための適切な措置を講じた上で各自治体負担額の見通しを早急に提示すること。
- (6) 新幹線の開業効果を高めるため、新駅周辺地域や広域幹線道路などの整備に対し、社会資本整備総合交付金等の重点的な配分を行うこと。

#### **(北海道単独事業)**

- (7) 北海道は、北海道新幹線の建設促進のため、鉄道建設・運輸施設整備支援機構や関係自治体とより一層の連携を図り、トンネル工事で発生する対策土の受入地確保に向けて取り組むこと。

### **6 JR北海道の安定的な経営に向けた支援について**

- (1) 国鉄の分割民営化に際し設けられた経営安定基金の運用益は、JR北海道の経営安定に不可欠なものであるが、金利の低下により運用益が大幅に低迷している状況にあることから、将来にわたり安定的な収益を確保し、脆弱な経営基盤が再建されるよう、支援の効果を検証しつつ確実に継続すること。

- (2) 積雪寒冷な気候により劣化が進んでいる施設の補修や耐震化が喫緊の課題となっていることから、これらの安全対策上必要となる費用について支援措置を継続すること。

また、台風等被害に係る復旧については、迅速な対応が可能となるよう、補助率の引上げを含め支援措置の拡充を図ること。

- (3) JR貨物から支払われる線路使用料には、線路保守に関わる建設勘定経

費や人件費は含まれておらず、旅客会社が路線の維持管理経費の多くを負担している。特に、ＪＲ北海道においては、ＪＲ他社と比較して貨物輸送の割合が高いことから、大きな負担となっている。

食料の安定供給を担うＪＲ貨物の運行は、北海道のみならず、日本全体で維持すべき重要なネットワークであり、ＪＲ北海道に対する負担軽減のため、線路使用料の見直しに向けた支援も含め、コスト負担のあり方について幅広い検討を行うこと。

(4) 訪日外国人の利便性向上や鉄道施設のバリアフリー化による利用促進など、ＪＲ北海道が鉄道事業の増収につながる対策を積極的に実施できるよう、補助事業の補助率の引上げや金融上の優遇措置を含め、支援措置を講じること。

(5) ハード・ソフト両面の安全対策には、膨大な費用と時間が必要であり、脆弱な経営基盤にあるＪＲ北海道が、早急に安全運行体制を構築することができるよう、安全投資への十分な資金の確保に向けた必要な支援を継続すること。

(6) 鉄道網の維持・存続を図るために地域と協力して行う支援に当たっては、地域の実情や意見を踏まえるとともに、地域と十分に協議の上、支援制度の構築を行うこと。

## 7 並行在来線事業者に対する支援の強化等について

北海道新幹線の開業に伴いＪＲ北海道から経営分離された並行在来線に対して、安定的に維持・存続が図られるよう以下の措置を講じること。

ア 設備投資及び維持管理経費に対する助成措置の拡充

イ 赤字補填や運営費の支援制度の拡充

ウ ＪＲ路線との乗継運賃の割引に対する支援制度の創設

エ JRからの譲渡資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の拡充

オ 平成27年1月に政府・与党申合せにより示された、令和13年度以降の貨物調整金制度の見直しに当たっては、新幹線貸付料の活用などに加え、幅広い観点による新たな財源を確保すること。

### **(北海道単独事業)**

## **8 道内鉄道路線網の維持・存続に向けた対応について**

(1) 北海道として、道内の鉄道路線網のあり方について、様々な手段を講じて道民の理解を得るよう努めること。

(2) 北海道の主導のもと、各種関係団体との連携を図りつつ、JR北海道との協議に臨むとともに、国に対してはJR北海道の経営安定に向けた支援が確実に実施されるよう求めること。

(3) JR北海道に対する地域による支援の検討に当たっては、市町村に丁寧な説明を行い、十分な議論を尽くした上で進めること。

## **9 持続可能な地域公共交通の構築について**

(1) 「経済財政運営と改革の基本方針2025」において示された、持続可能で活力ある国土の形成と交通の「リ・デザイン」の実現のため、北海道においても新幹線の基本計画路線と幹線鉄道を含む地域公共交通の今後の方向性について、調査検討を加速化させること。

(2) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金については、高齢者や学生などの交通弱者を含めた地域住民の生活に不可欠なバス路線を守るため、補助要件の緩和及び補助対象経費の限度額の引上げを行い、安定した支援を継続すること。



また、運行区域の全てが政令市等の区域内にある系統を地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補助対象にするとともに、地域間幹線系統に接続していない同一市町村内を運行する系統についても、新たな補助制度により支援を行うこと。

(3) 北海道の広域ネットワークを形成する都市間高速バスの休止又は廃止については、路線バスと同様に地域住民の生活に多大な影響を与えるため、交通事業者から国に届出があった際は、関係地方公共団体の意見を聴取すること。

(4) 地方バス路線維持・確保のため、A I オンデマンド交通などの導入や運行に対し、実態に即した新たな補助制度を創設すること。

(5) 地域公共交通の維持に要する交通事業者への財政支援については、地域の実情等に応じた充分かつ、きめ細やかな国庫補助を行うこと。

## 10 国土強靱化の推進について

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」完了後においても、切れ目なく強靱な国土づくりを進めるため、国土強靱化実施中期計画の達成に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保するなど、国土強靱化の取組の継続的・安定的な推進を行うこと。

## 11 高規格道路網をはじめとする道路整備の促進について

(1) 高規格道路の整備促進を図るとともに、着手している区間の早期完成と、未着手区間の早期着手を図ること。

(2) 一般国道の整備促進を図ること。

(3) 第9期北海道総合開発計画を着実に推進するため、必要な予算を確保し、地方が必要としている道路整備が遅れることがないようにすること。

(4) 道路管理者に義務付けられた5年に1度の道路施設の点検については、市町村の負担を軽減するため、補助制度の充実など財政措置を講じるとともに、技術的支援を必要とする市町村への対応を図ること。

## 12 道路施設の凍上被害に対する支援について

近年の異常な気象現象により、冬期の降雨・融雪を要因とする道路舗装の損傷（凍上・ポットホール被害）が著しいことから、積雪寒冷地特有の道路施設の予防保全のための対策を継続的に実施するため、緊急自然災害防止対策事業債制度の期間を延長するとともに制度の恒久化を検討すること。

### （北海道単独事業）

## 13 市街化調整区域における土地利用の弾力化について

国土交通省で策定している開発許可運用指針において、既存集落等が抱える課題に対応するため、市街化調整区域における既存建築物の用途変更について、具体の記述がされていることから、北海道で策定している開発許可制度の手引き及び北海道開発審査会付議基準においても同様の記述を追加し、土地利用の一層の弾力的運用を検討すること。

### （北海道単独事業）

## 14 道路標識等に係る予算の確保について

市町村の交通安全対策の充実が図られるよう地域の実状を踏まえ、剥落している横断歩道や停止線の白線の維持補修や、道路標識及び信号機等の設置に係る予算を十分に確保すること。

特に、児童生徒の通学路等に係る安全確保に資するものについては、速

やかな設置に努めること。

## 15 治水事業等の整備促進について

- (1) 気候変動の影響等による大雨などの激甚化・多様化する自然災害に備え、関係機関の連携の推進など、危機管理体制を充実強化するとともに、河川事業、砂防事業等について、流域治水の考えの基、積極的に実施すること。

また、現行の河川整備基本方針や河川整備計画について、気候変動の影響等を踏まえた変更を検討するとともに、計画に基づく事業を円滑に実施すること。

- (2) 海岸の高潮、侵食対策の着実な推進を図ること。

## 16 港湾施設の整備促進等について

- (1) 北海道の国際的な経済連携の促進や、基幹産業の競争力を高めるため、海上コンテナなどに対応する港湾機能の高度化を図るとともに、港湾の施設整備を促進すること。

- (2) 外国人観光客の受入や地域での交流、観光の拠点となる「みなとオアシス」などの機能強化を図るとともに、大型クルーズ客船などの受入環境整備を推進すること。

- (3) 大型船舶の安全な入港を支える関連施設の整備、さらには、大規模災害等に対応する臨海部防災拠点として、港湾の整備を促進すること。

- (4) 港湾機能の適切な維持を図るため、水域施設・係留施設等の維持管理について、国の支援の更なる充実を図ること。

また、国の警備救難に従事する船舶の拠点となっている係留施設を改修する場合、これらの船舶の移設に伴う施設整備費や備品購入費のほか、一

般の維持管理費についても十分な財政支援を行うこと。

## 17 空港の整備促進と運営について

- (1) 北海道経済の活性化を図るため、新千歳空港の国際拠点化をはじめ道内空港の整備に必要な予算を確保するとともに、道内外の航空ネットワークの維持・拡充を図ること。

また、外国人観光客やLCCの就航等に対応した施設整備、受入体制の強化を図ること。

- (2) 新千歳空港の整備・機能強化について、次の措置を講じること。

ア 将来の航空需要を見据え、滑走路の増設や長距離国際路線の安定運航に必要となる滑走路の延長整備も含めた空港の機能強化について、速やかに検討を行うこと。

イ 冬期の航空機の安定運航を確保するため、誘導路の複線化や滑走路端近傍のデアイシングエプロンの整備等を着実に推進すること。

ウ 地震災害時における空港機能の確保、航空ネットワークの維持及び後背地における救急・救命活動や復旧活動並びに経済活動の継続性を確保するために必要となる空港施設の耐震対策の推進を図ること。

エ 空港運営事業者が行う空港基本施設の維持管理について、施設によっては劣化等により大規模な改良が必要となっていることなどから、技術面等が大きな課題となっているため、これらについては、国による支援を行うこと。

オ 今後、見込まれる航空需要の増大に対応できるよう、二次交通の輸送力強化として、空港アクセスの充実に係る取組や、南千歳駅と新千歳空港駅間の複線化等の将来像を見据えたアクセス鉄道の強化に係る検討への連携・支援を図ること。

- (3) 民間委託による道内7空港の一体的運営に当たっては、空港運営事業者

が各地域の意向を踏まえ、地域振興を図るとともに、運営事業を着実に推進できるよう、国において管理・監督すること。

- (4) 航空需要の増大に対応するため、保安検査員の処遇改善に関する支援や、スマートレーン等の先進的な検査機器の導入促進など、必要な取組を推進すること。

## 18 水道施設の地震対策等に対する財政支援の拡充について

- (1) 市民の重要なライフラインである水道施設の耐震化及び老朽管更新を進めるため、水道管路耐震化等推進事業における補助対象を全ての管種に拡充するとともに、配水本管のみならず一定口径以上の配水支管を加えるほか、資本単価要件の拡大を図ること。

- (2) 防災・安全交付金について、インフラの整備等を地域の実情に応じて計画的に実施できるよう重点配分の対象を拡大すること。

また、補助対象として浄水場等を統合整備する際、密接な関連を有する施設として管路や重要給水施設の配水管を整備する際、給水管の繋ぎ替えに係る経費を含むこと。

- (3) 水道施設の基幹構造物を耐震化する際、基準事業費を用いた算定方式を撤廃し、実際の事業費に対して補助すること。

## 19 下水道施設の改築に係る予算の確保について

- (1) 下水道施設の改築に係る国費支援については、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、今後増大が見込まれる老朽化施設の改築需要に適切に対応できるよう、十分な予算を確保すること。

また、令和9年度以降の汚水管渠改築事業に対する財政支援の要件とな

るウォーター P P P の導入及び運用に対して、支援の充実を図るとともに、老朽化対策を進める地方公共団体の実情を十分把握したうえで、導入時期については柔軟に対応すること。

- (2) 地方公営企業繰出金の高資本費対策に要する経費に係る繰出基準について、供用開始 30 年未満の事業を対象とする年限要件を見直すこと。

## 20 水資源の保全について

上水道の供給源である水源涵養林を保全するため、水源地域の森林地帯などの土地に関する権利の移転又は設定について、法的な規制を含む新たな仕組みを整備すること。

また、水道事業者が同土地を買収する際の財政支援制度を創設すること。

## 21 除排雪対策の充実について

- (1) 道路整備によるストック効果を冬期においても十分に発揮できるよう、道路除排雪経費に対する社会資本整備総合交付金等の補助率 3 分の 2 を充足する予算の確保を行うこと。

また、大雪時における市町村道の除雪に対する臨時特例措置について、局地的な豪雪への適用拡大など十分な支援措置を図ること。

- (2) 除排雪業務に必要な不可欠な車両不足を解消するため、地域の実情を踏まえ、冬期間の排雪運搬業務に限定した自家用自動車のダンプトラックの活用を可能にするなど、必要な対策を講じること。

## 環境関係について

環境対策を推進するため、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1 循環型社会構築の推進について

- (1) 「容器包装リサイクル法」については、拡大生産者責任の考え方に基づき、事業者責任の強化・明確化を図り、市町村と事業者の費用負担及び役割分担の更なる見直しを行い、現在、市町村が負担している収集、選別、保管などの費用を確実に事業者の負担とすること。

また、上記費用が事業者の負担となるまでの間、市町村の負担が過大とならないよう分別収集及び再商品化に伴う費用について適切な支援措置を講じること。

- (2) 「家電リサイクル法」で回収が義務付けられた対象品目の不法投棄が頻発していることから、これらの処理費用については、国の責任において抜本的対策を講じるとともに、製品購入時にリサイクル費用を支払う前払い制の導入など、不法投棄防止のための適切な制度の改善を行うこと。

- (3) 「小型家電リサイクル法」については、拡大生産者責任の考え方に基づき、事業者責任の強化・明確化を図り、市町村からの認定事業者への引き渡しに、市町村の負担が生じないよう制度の見直しを行うこと。

また、特に機器と一体となっている小型二次電池による火災等の事故を防止するための対策を速やかに講じること。

- (4) 「プラスチック資源循環促進法」における市町村によるプラスチック一括回収や再商品化に係る費用については、拡大生産者責任の考え方に基づき、原則事業者が負担することとし、市町村の負担については十分かつ確実な財政措置を講じること。

- (5) 食料生産に不可欠な肥料の国産化や安定供給を図るため、堆肥・下水汚泥等未利用資源の利用拡大や広域流通を促進する施設整備等を対象とした新たな支援制度を講じること。

## 2 地域循環共生圏の推進について

「第6次環境基本計画」においては、「地域循環共生圏」について、経済社会システム、ライフスタイル、技術のあらゆる観点からイノベーションを創出することによる「新たな成長」の実践・実装の場としての発展を目指しているところであるが、市町村の意見を尊重し、具体的な制度や施策を示すとともに、必要な財政支援を行うこと。

## 3 アスベスト対策の推進について

- (1) 住民の安全・安心の確保のため、一般環境のアスベスト濃度の評価基準を設定し、継続的な環境モニタリング制度を整備すること。
- (2) 吹付け石綿、煙突用石綿断熱材及び仕上塗材などの石綿含有建材を適切に点検・維持管理するため、点検方法・頻度、点検結果の判断基準及び室内濃度に係る具体的な評価基準の設定など、法的な基準等を早急に定めること。
- (3) 地方自治体及び民間事業者が実施する建築物解体等に伴うアスベスト飛散防止・廃棄物対策について、補助制度を拡充すること。
- (4) 事前調査における一定の知見を有する者を確保するため、北海道内で工作物石綿事前調査者講習及び建築物石綿含有建材調査者講習の受講機会を拡大するなど必要な措置を講じること。



#### 4 廃棄物処理施設の整備等に対する財政支援の拡充について

- (1) 廃棄物処理施設の整備を円滑に進めることができるよう、循環型社会形成推進交付金の交付率を引き上げること。

また、解体撤去工事費については、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合も交付対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。

- (2) ごみ焼却施設等の老朽化により、施設更新の需要が大幅に増大していることから、自治体が計画的に施設を更新することができるよう、循環型社会形成推進交付金の必要な予算を確保すること。

#### 5 カーボンニュートラル実現に向けたエネルギー政策の確立について

- (1) 地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を前提に、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中・長期的なエネルギー政策のあり方について引き続き国民的議論を尽くし、必要な措置を講じること。

- (2) 地方自治体が2050年カーボンニュートラルの実現に向けた政策を実施できるよう、国による支援メニューを充実させるとともに、引き続き必要な財政支援を行うこと。

- (3) 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、長期的な視野に立ったエネルギー政策として、水力、風力、太陽光や畜産・木質バイオマス、海洋エネルギーなど、地域の特色を活かした再生可能エネルギーの地産地消の推進を図るとともに、防災対策や電力供給体制の強靱化を図るため、自立分散化を進めること。

また、再生可能エネルギー普及促進を目的とした補助制度など既存の制度の維持及び拡充を図ること。

(4) 再生可能エネルギーの普及を促進するため、送配電網の維持・運用費用の負担のあり方の検討に当たっては、発電事業者の過大な負担とならない仕組みを構築すること。

あわせて、発電事業者の参入を促すため、電気事業者の送電容量不足の解消や送電網の増強を推進すること。

(5) 北海道は暖房などによる化石燃料の利用により全国に比べ家庭部門におけるCO<sub>2</sub>の排出割合が大きく、住宅の省エネ・省CO<sub>2</sub>化の推進が必要であることから、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）や高効率暖房・給湯器、太陽光発電システム・蓄電池の導入設置を行う一般家庭に対して十分な財政支援を行うこと。

(6) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置や管理が適正に実施されるよう、防災、環境・景観保全等に係る関係自治体の意見を反映させる制度の創設など、必要な法令等を整備し、適切に運用すること。

(7) 太陽光発電設備の撤去や廃棄が適正かつ確実に実施されるようリユース・リサイクルや適正処理に関する制度、発電事業の終了時等に適正に対応するための仕組みなどを早急に構築し、実施すること。

(8) 風力発電設備から発生する騒音・低周波音の健康への影響について、より一層の調査や研究を行い、その結果を逐次、速やかに分かりやすい形で国民に対し情報提供すること。

(9) 風力発電事業者に対し、発電設備の設置に当たっては、設備の規模に関わらず、国のガイドラインを遵守し、説明会を実施するなど、地域住民へ十分な配慮を行うよう指導を徹底すること。

(10) 北海道が有する豊富な石炭資源を有効に活用するため、地下及び地表ガス化による水素の製造について、国のエネルギー政策の重点事項として位置付けるとともに、未利用エネルギー関連施設の設置に対して財政支援を行うなど、積極的な推進を図ること。また、二酸化炭素の貯留、利用に関する技術の研究開発や社会実装に向けた実証実験に対し、引き続き財政支援を行うとともに、地域住民や関係団体の理解促進に関する支援を行うこと。

(11) ゼロエミッション車の普及を促進するため、充電インフラや水素ステーションの施設整備、水素サプライチェーン構築等に対する支援を一層充実させること。

#### **(北海道単独事業)**

(12) 「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」の制定趣旨に鑑み、太陽光・風力発電の推進や地熱発電・海洋エネルギーの促進など、北海道の特色を活かしたエネルギー政策の展開について、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」に基づき、着実な実施を図ること。

#### **(北海道単独事業)**

(13) 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、北海道が有する豊富な石炭資源を有効に活用した地下及び地表ガス化と、CO<sub>2</sub>地下固定による低炭素水素の製造について、エネルギー政策の重点事項として位置付けるなど、地産地消型エネルギーの普及促進を図ること。

#### **(北海道単独事業)**

(14) 北海道におけるCCUS事業の実現に向け、道内企業との連携や道外企業の誘致を促進すること。

## 防災・原子力発電所対策関係について

防災・原子力発電所対策の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1 防災・減災及び老朽化対策の強化について

- (1) 道路、橋梁、上下水道等のライフライン施設の耐震化や維持補修の強化を図るため、財政措置を更に充実し、防災・減災及び老朽化対策を促進すること。
- (2) 災害対策本部や支援・避難拠点となる市役所等の公共・公用施設やホテル、旅館等の大規模建築物等の耐震化などを更に促進するため、補助率の拡大など補助制度や、必要な地方債資金の確保など、財政措置の継続・拡充を図ること。
- (3) 大規模な災害に対応するため、広域的なネットワーク形成が必要であり、代替路をはじめとした基幹道路の整備促進を図ること。
- (4) 災害に強い海上輸送ネットワークと地域防災力の増強を図るため、耐震強化岸壁の整備など、防災機能の高度化を推進するとともに、財政措置を拡充すること。  
また、太平洋側を中心に集約されてきた物流拠点について、リスク分散の観点から、日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図ること。
- (5) 地域における防災・減災対策を強化するため、ＪＲ路線への踏切や高架橋新設を含む避難路の整備、津波避難タワー等の設置、避難所における発電機等の資器材の整備や食糧の備蓄、自主防災組織の活動支援、要配慮者対策など、自治体が行う防災・減災事業に対する財政支援措置の継続・拡

充を図ること。

(6) 大規模な災害による停電発生時に、踏切の遮断機が長時間遮断され、住民の避難や救助救出活動が困難になる事態を回避するため、踏切の早期解放に向けた対策について検討するとともに、鉄道事業者等に対して必要な指導や支援を行うこと。

(7) 大規模な災害による電源喪失のリスクを回避するため、非常用電源や燃油供給体制の構築、電力系統や北本連系設備の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靱化を図ること。

また、北本連系設備の増強に当たっては、全国的な送電ネットワークの環境整備に資することを考慮し、広域的な費用負担の仕組みを構築すること。

(8) 厳冬期の災害発生に備え、指定避難所の機能強化のため、発電機等の非常用設備や暖房器具の導入に伴う支援を拡充すること。

(9) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し、積雪寒冷地特有の課題を踏まえたハード・ソフト両面からの総合的な対策を着実に実施し、防災・減災の徹底を図るため必要となる財源について、北海道開発予算などとともに、安定的に確保すること。

(10) 津波避難対策を推進する上で、特に重要となる地域住民に対する防災教育や啓発などについて、その充実・強化に向けた取組を推進すること。

#### **(北海道単独事業)**

(11) 日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法に基づき、着実に津波避難対策が推進されるよう、補助制度活用時における自治体負担分について、少な

くとも国や北海道が策定した減災目標期間内は、財政支援を講じること。

- (12) 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられた事業を着実に進められるよう、防災・安全交付金については、自治体が必要とする所要額を確保すること。

また、特別強化地域に指定されている自治体が整備する、津波からの一時避難場所を確保するための複合施設については、公共施設としての利用や冬季における長時間の避難など、平時・災害時ともに有効活用ができることから、基準水位を下回る階層にいても、同法により嵩上げされた補助率が適用となるよう対象要件を緩和するとともに、自治体負担分について活用可能な地方債制度の拡充を図ること。

#### **(北海道単独事業)**

- (13) 北海道が水位周知河川に設置している水位計について、市町村の避難情報発令や地域住民の避難行動に混乱が生じることのないよう、危機管理型水位計から普通水位計への更新を計画的に進めること。

#### **(北海道単独事業)**

- (14) 大規模災害発生後、被災者の円滑な広域避難が可能となるよう、広域事務を担う北海道が主体となり市町村間の調整等を行い、広域避難体制を早期に構築すること。

また、大規模災害に対応した広域的な物資供給が可能となるよう災害備蓄拠点の整備及び食料等の備蓄を進めること。

## **2 原子力発電所への対応について**

- (1) 大間原子力発電所については、建設予定地から北海道まで最短で23キロメートルしか離れておらず、活断層の存在も懸念されており、大きな危険

性が指摘されている。

については、事故などが生じた場合、地域経済に壊滅的な打撃を与えるものであるにもかかわらず、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく、福島第一原子力発電所の事故原因の究明もなされていない中で再開された大間原子力発電所の建設工事は中止すること。

- (2) 原子力関係施設に対する地震・津波対策など新たな規制基準を厳格に適用することはもとより、早急に福島第一原子力発電所の事故原因の究明を進め、得られる教訓や知見を踏まえた安全対策を講じることにより、安全の徹底を図ること。

また、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安の解消に努めるとともに、UPZ外も含めた区域においても万全な防災対策を構築できるよう支援すること。

- (3) 放射性物質による環境汚染を防止するため、新たな規制の仕組みの導入や関係制度の見直しを早急に進めること。

#### **(北海道単独事業)**

- (4) 「原子力防災に関する連絡会議」の充実強化を図ることにより、泊原子力発電所の安全対策や、北海道原子力防災計画の見直しの状況について、なお一層、その情報を道内各市に発信し、分かりやすく説明するとともに、各市の意見を聞く機会を設けること。

## 北方領土・自衛隊・その他について

北方領土の早期返還、自衛隊の体制強化、その他各種対策の推進のため、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1 北方領土の早期返還について

- (1) 一日も早い北方領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ、強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力をすること。
- (2) 啓発施設の充実など、北方領土問題に係る啓発活動を強化するとともに、返還要求運動を次の世代に引き継いでいくため、青少年教育と後継者育成に努めること。
- (3) 「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」に基づく施策の予算化や事業の実施を推進すること。
- (4) 北方墓参をはじめとする北方四島交流等事業の早期再開に向けた具体的な協議を進めること。
- (5) 北方領土周辺海域における安全操業の円滑な実施について万全を期すこと。

### 2 北海道の自衛隊の体制強化について

我が国を取り巻く安全保障環境は、ロシアのウクライナ侵攻や北朝鮮の相次ぐ弾道ミサイルの発射などにより、緊迫した状態が続いており、特にロシアと国境を接している北海道においては、北方領土での継続的な軍事



演習等によって緊張が高まっている。

自衛隊が、我が国の平和と安全を守る重要な役割を担っている中、とりわけ国土の約 22% を占める北海道は地政学的に北方防衛の要衝としての特殊性を有していることから、自衛隊の体制を強化すること。

また、自衛隊の災害時における救援活動やまちづくりに及ぼす影響等の重要性などに鑑み、人的体制を拡充し、充足率の向上を図ること。

### 3 地方公務員制度について

地方公務員について、有為な人材の流出を防ぐため、配偶者の国内転勤などにより勤務の継続が困難となる事情が生じた場合に、一定期間の休業を経て職務へ復帰できるように休業制度を拡充すること。

### 4 情報通信基盤の整備促進等について

(1) 5G・IoT等の高度無線環境や光ファイバといったICTインフラについては、地域活性化を図るための重要な基盤であることから、都市部のみならず条件不利地域においても確実に整備が推進されるよう、有線ブロードバンド施設の拡充や無線ブロードバンドについてもユニバーサルサービス制度の対象とし、市町村の負担とならない措置を講じること。

(2) 市町村が整備し、民間事業者に貸し出して運営しているブロードバンド基盤については、民間事業者への移行を円滑に進めることができるよう、無償譲渡に係る要件の緩和を図るほか、譲渡後の維持管理費用を事業者への交付金等で適切に対応し、条件不利地域と都市部との負担の格差の解消を図ること。

(3) 地上デジタル放送への移行により必要となった電柱共架料等の維持管理経費について、自治体や住民の負担軽減を図るための仕組みを構築すること。

- (4) 地上デジタルテレビ放送送受信施設の更新について、資機材等の高騰及び納期の長期化により、更新には多額の費用と時間を要することから、厳冬期の施工が困難な北海道の実情を踏まえ、複数年度にわたる財政支援をはじめ、万全な支援措置を講じること。

## 5 地方消費者行政の推進について

消費生活相談体制の整備、相談員の人材育成など、地方における消費者行政の充実・強化を図るため、実態を十分把握の上、地方消費者行政強化交付金制度の拡充を含め、必要な財政措置を講じること。

## 6 原油価格・物価高騰対策について

- (1) 地方自治体が実施する原油価格・物価高騰等への対応に係る費用については、地方交付税や地方創生臨時交付金等による財政措置を引き続き講じること。
- (2) 国の経済対策による各種給付金の給付など、国の責任で行われるべき事業の実施や新たな制度の創設または見直しに当たっては、事務費等で自治体負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。
- (3) 社会福祉施設等が安定的な施設経営を継続できるよう、施設形態に応じた抜本的な対策を講じること。
- (4) 食材費等の高騰により影響を受けている学校給食費については、保護者負担の軽減が図られるよう、地方創生臨時交付金等による財政措置を継続すること。
- (5) 積雪寒冷地である北海道では、石油製品の価格高騰が市民生活や企業活

動に大きな影響を及ぼしていることから、石油製品の価格安定や安定供給の確保、石油元売関係事業者への指導など、必要な対策を継続して講じること。

(6) 電気料金の高騰は市民生活や地域経済、地方自治体の財政運営に多大な影響を及ぼしていることから、北海道の地域特性を考慮した追加の支援策などの必要な措置を講じること。

(7) 建設資材や燃料価格等の高騰により建設事業者の経営悪化が懸念されることから、公共工事のスライド条項について、受注者負担割合の軽減を図るなど、より効果的・弾力的な運用に向けて基準の見直しを進めること。

## **(北海道単独事業)**

### **7 パートナースhip宣誓制度の導入について**

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行を踏まえ、北海道においてパートナーシップ宣誓制度を導入すること。

### **8 鳥獣の保護及び管理に関する対応について**

#### **(1) ヒグマによる被害対策について**

ア 緊急銃猟について、市町村をはじめとした関係者が認識を共有し、現場で安全かつ迅速に対応するため、具体的な実施手順や発砲の判断基準等を定めたガイドラインの周知徹底を進めること。また、道内における出沒対応訓練の実施などの技術的な支援を行うほか、円滑な運用のために必要な財源を措置すること。

イ 改正法の円滑な運用のため、関係省庁が連携し、捕獲の主体となる市町村に支援を行うとともに、地域の捕獲体制の強化に向けて支援すること。

**(北海道単独事業)**

ウ 北海道ヒグマ管理計画における生息数推計は、下限値と上限値の幅が非常に大きく生息状況を評価するのに十分な精度に達していないことから、現在の生息状況についてより詳細で精度の高い調査を行うこと。

**(北海道単独事業)**

エ 精度の高い個体数調査の結果を踏まえ、ヒグマを保護しながらも、人身被害及び農業被害等を防止するのに適切な個体数水準の検討を行うこと。

**(北海道単独事業)**

オ 行動圏が広いヒグマの保護・管理や、捕獲従事者の養成・確保は単独市町村では困難であることから、複数の市町村を地域単位とする地域対策協議会設置の一層の推進や、捕獲従事者に対する研修会などについては、北海道が中心となって広域的に実施すること。

**(北海道単独事業)**

カ 地方の狩猟者の減少及び高齢化が急激に進んでいることから、地域住民の安全を確保するために、問題個体の迅速な駆除を全道的に行うことができる体制を構築すること。

**(北海道単独事業)**

キ ヒグマが市街地に出没した際には、住民の生命・身体の安全を確保するための措置として、鳥獣保護管理法または警察官職務執行法に基づく駆除が必要となるケースが想定されることから、市街地出没時における関係機関の役割分担及び対応方針について北海道警察と協議し、国から提示されたガイドラインに沿った全道統一的なマニュアルを作成すること。

**(2) エゾシカによる被害対策について**

ア 道路交通事故の発生を防止するため、エゾシカが道路に侵入しないよう、エゾシカ侵入防止柵の設置やドライバーに注意喚起を行う路面標示

などのハード対策を一層推進すること。

イ 国が管理する地域内におけるエゾシカ捕獲について、国による捕獲を強化するとともに、市町村等が実施する有害駆除に当たり、捕獲許可等について柔軟な対応を行うこと。また、エゾシカ捕獲に係る交付金について、交付額の十分な措置や交付割合の見直しなど、支援の充実及び強化を図ること。

#### **(北海道単独事業)**

ウ エゾシカによる被害の減少を図るため、北海道が主導し、市町村の行政区域を越えた広域的な施策を確立すること。

また、施策を実施するに当たっては、生活環境の安全を図る観点から、生息地を適正な範囲に縮小させ、市街地への出没を防ぐための対策を講じること。

#### **(北海道単独事業)**

##### **(3) 北海道における鉛製銃弾規制の徹底について**

北海道エゾシカ対策推進条例で鉛弾の使用及び所持が禁止されているにも関わらず、鉛中毒による猛禽類の死亡が依然として続いていることから、道条例が徹底されるよう必要な対策を講じること。

ア 鉛弾の使用及び所持の禁止について、狩猟登録者等に対して規制の周知と遵守を徹底すること。

イ 条例違反を防止するため、狩猟実態に合わせた効果的な狩猟パトロールを実施するなど巡視・取締を一層強化すること。

ウ 鉛中毒による希少な猛禽類の死亡は、北海道の豊かな自然や生態系の破壊に繋がることから、その実態について狩猟関係者のみならず、一般道民に対しても認知向上に努めること。

(北海道単独事業)

## 9 動物の多頭飼育対策の強化について

動物の多頭飼育により、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす事態を未然に防止するため、多頭飼育の届出制度や不妊・去勢手術費用の助成制度を創設すること。



